

基本計画

第1章 町民主役のまちづくり

1.1 町民のまちづくり意識の高揚

[現状と課題]

コミュニティは、地域に住む人達が共通の目的を持ち、互いに励まし助け合うことのできる住みよいまちづくりを進めるための基盤です。

現在、価値感の多様化・核家族化の進行により地域社会における人と人のつながりは希薄になりつつあります。この様なことから、地域の課題をみずからが考え解決できるよう、コミュニティの活性化を図り、心がふれあうコミュニティづくりが重要となっています。これからの高齢社会における在宅福祉ニーズのように行政だけでは対応しきれない事業やごみ減量化問題のように各家庭における個人の実践でしか解決し得ない課題等は、町民主導の事業対応が絶対条件となります。地域の成熟化が進む中、町民自身の意識によって大きく影響される課題は、今後ますます増大していくことが見込まれます。

本町においてはすでに多くの分野で町民主導のまちづくり活動が実践されていますが、さらにより積極的な実践が必要となっています。このため、今後とも“町民みずからのまちづくり”意識を高める啓発活動やまちおこしリーダーの育成に努めるとともに、公園等都市基盤整備や環境対策、ごみ処理、福祉等のさまざまな整備事業の推進に際して一層の町民参加を進め、町民のまちづくり意識の高揚に努めていく必要があります。

[基本方針]

コミュニティの活性化のための啓発活動を展開するとともに、まちづくりリーダーの育成や、特に環境緑化問題、ごみ問題等をテーマとした事業推進に当たって町民参加の拡充を図り、まちづくりに対する町民意識の高揚と町民が主役のまちづくり風土の形成に努めます。

[主要施策]

(1) 町民自治意識の高揚

町独自の町民自治活動の展開を図るための基本となる「まちづくり条例」の制定について検討します。

生涯学習活動やコミュニティ活動、学校教育等のさまざまな場を通して、町民が主役のまちづくりの意義や具体的な町民参加事業の進め方等について啓発に努めます。

広報紙等を通して、さまざまに進められているまちづくり事業についての情報提供の強化を図ります。

(2) まちづくりリーダーの育成

まちおこし塾等の継続開催の拡充を図り、まちづくりリーダーの育成に努めます。

塾卒業生等を対象とした、より実践的なまちづくり活動を展開する町民グループの組織化に努めます。

(3) まちづくり参画の推進

公共施設整備や福祉サービス等の公共サービス事業の推進に当たっては、計画段階から町民参加を促し、町民と行政が協働で取り組むパートナーシップのまちづくりを進めます。

ごみ減量化や全町的緑化運動等の推進に当たっては、町民主導の事業推進体制の確立を図り、町民みずからの事業展開の促進に努めます。

1.2 コミュニティ活動体制の充実確立

[現状と課題]

かつての純農村型社会においては、町民が相互の協力によって諸問題の解決に当たってきましたが、町外から移転されて来られた町民の増加や、都市化の進展等に伴い、近年では地域の連帯意識の希薄化が進む傾向もみられ、問題解決を行政等に依存する傾向が顕著となっています。しかし、大震災時における対応や高齢化社会における在宅介護への対応など、行政等に依存するだけでは解決し得ない課題が多数あることを改めて認識し、現在では、地域で互いに支え合い協力し合う意味の地域共生のまちづくりの意義が見直されてきており、特にコミュニティー活動の活性化が行政の重要なテーマとして再び脚光をあびてきています。

本町においては、従来より各地区・集落にコミュニティー組織（行政区）が形成され、特色を生かした活動を展開し、地域の活性化に大いに貢献してきたところです。

しかし、近年、新規転入者の行政区組織への不参加の問題や活動の基本的あり方への問題提起等が課題になっています。

このため、従来のコミュニティー活動の枠にとらわれず、地区町民が自らのニーズに基づき意思決定し自主的、主体的に活動展開する事業に対して支援する制度を創設するなど、多様に地区・集落活動の活性化を促す必要があるとともに、行政とコミュニティー組織の望ましい関係の再構築が必要とされています。

[基本方針]

町民自治活動の活性化を促すため、行政区を単位とする地区住民主導のコミュニティ活動に対する助成・支援制度の確立を検討し、各行政区の自主的・主体的活動の推進を促すとともに、新しいコミュニティ組織のあり方について検討します。

[主要施策]

(1) 自主的・主体的な行政区活動に対する助成制度の確立

行政区を単位として、地区住民が自主的・主体的に活動を展開する事業に対して助成する制度の確立について検討し、コミュニティ活動の活性化を促します。

これらの活動を通して既存の町民自治組織の今後のあり方について検討し、行政とコミュニティ組織の望ましい関係づくりの確立に努めます。

(2) 活動拠点の整備充実

行政区を単位とするコミュニティ活動の拠点として地域公民館施設等の整備支援に努めます。

また、地域公民館施設等の管理運営方式に工夫をこらし、利用しやすい施設となるよう支援体制の確立を図るとともに、これを活動拠点に自由なふれあい交流活動の展開を促していきます。

1.3 ボランティア活動の推進

[現状と課題]

本町ではすでに町づくりのさまざまな分野で町民のボランティア活動が展開されていますが、労働時間の短縮や心の豊かさを求める町民ニーズの高まり等から町民のボランティア活動・NPO（非営利の住民活動団体）活動に対する関心は今後とも一層高まっていくことが期待されます。一方、行政だけでは対応しきれない課題が増加していることから、福祉分野やまちおこしイベントへのボランティア活動にとどまらず防災や環境、生涯学習等の多様な分野でのボランティア活動・NPO活動の意義が重要視されてきています。

ボランティア活動・NPO活動は、まさに町民主導のまちづくりの基盤であり、最重要な行政課題の一つとして、今後とも推進体制の確立を図り、活動の活性化に努めていく必要があります。

[基本方針]

社会福祉協議会等と連携を図って、全町的なボランティア機能の確立とボランティア育成事業の拡充、情報・相談機能の充実を進め、幅広い分野にわたって町民のボランティア活動・NPO活動への参加を促し、町民相互が共に支え合う地域風土の広がり努めます。

[主要施策]

(1) 全町ボランティアネットワークの形成

社会福祉協議会等の関係機関・団体と連携を図って、全町的なボランティア組織の確立に努めます。福祉分野のみならず生涯学習・スポーツ・交流・防災・環境等の幅広い分野の団体等とネットワークを組み、全町でボランティア活動の推進を目指します。

(2) ボランティア・NPOの育成と活動の普及

多様なボランティア・NPO需要の高まりに対応するため、各種研修会の開催、ボランティア・NPOに関する情報の提供などを進めてボランティア・NPOの育成と活動の普及に努めます。

(3) 一世帯一ボランティア運動の展開

町民のボランティア意識を啓発するために、一世帯一ボランティア運動のスローガンを掲げ、啓発・PR活動を展開し、町民のボランティア活動への参加を促すことについて検討します。

第2章 人にやさしい健康福祉のまちづくり

2.1 地域福祉の推進

[現状と課題]

高齢化の進展に伴い、寝たきり老人や痴呆性老人、障害児者など、福祉施策を必要とする人々が増加してきており、今後も、さらに増加していくものとみられます。これらの人々は、住みなれた地域社会の中で、家族や知人など身近な人々とのふれあいを保ちながら、お互いに助け合い、共に生活することを望んでいます。こうした地域のニーズに効果的にきめ細かく対応していくためには、行政のみの取り組みでは不十分であり、地域に住むすべての人々が福祉を身近な問題として受け止め、各種の福祉活動に女性ばかりでなく男性も自主的に参加、協力していく地域福祉の推進が不可欠です。

本町では、町と社会福祉協議会、民生・児童委員協議会等を中心に、地域でのふれあい活動や福祉活動を進めてきました。しかし、近年の高齢化の進展によって要介護老人や重度の障害児者が増加している一方で、核家族化や扶養意識の変化等家庭を取り巻く環境が変化し、地域の相互扶助機能が低下してきている状況にあります。

今後地域福祉の需要は質、量共にますます増大していく傾向にあり、今後一層の活動の拡充が求められています。

このため、高齢者や障害児者を含めすべての町民が、地域の中で支え合いながら共に生きるような地域風土を醸成するとともに、社会福祉協議会等福祉団体と家庭、地域、行政など地域ぐるみの連携を深めながら、コミュニティーケアやボランティア活動の充実など安心と生きがいをもって生活できる地域福祉体制をつくり上げていく必要があります。

[基本方針]

社会福祉の需要の増大・多様化に対応して地域における相互扶助、コミュニティーケアの定着を図るため、社会福祉協議会活動への支援の強化やボランティアなど男女を問わず民間福祉活動の担い手の確保に努め、町民の自主的、主体的な参加による地域福祉活動の充実に努めます。また、高齢者や障害児者も健常者と同じように生活し、ふれあい交流できる福祉のまちづくりを推進します。

[主要施策]

(1) 地域福祉活動推進体制及び活動拠点の整備

保健・医療・福祉の関係団体はもちろん、農協、商工会等の産業団体・その他各種団体や教育分野の幅広い関係機関と連携し、地域の福祉ネットワークの強化を図ります。

福祉情報の提供や福祉・保健に関する相談窓口の拡充、さらには民生・児童委員などによる日常的な相談体制の強化等を図ります。

地域福祉活動の拠点施設としての総合福祉センターを活用した活動の充実に図ります。

(2) 地域福祉団体の育成・強化

地域に根ざした活動の展開を図るため、社会福祉協議会の財政基盤の充実や組織体制の強化を支援するとともに、地域福祉活動の拡充等に対し、積極的に支援していきます。

各種福祉団体への支援及び指導に努めるとともに、各団体の連携を進めて、活動の広がりを促します。

(3) 福祉意識の高揚と広報活動の充実

幼児から高齢者に至るまでの各世代の福祉意識の高揚を図るため、生涯学習活動や関係機関との連携のもと福祉講座の開催やボランティア協力校活動の拡充など福祉教育を推進し、広報・啓発活動の拡充に努めます。

(4) 福祉人材の育成の拡充

介護教室や福祉入門教室、さらにはホームヘルパー養成講座等の充実を図り、男性も受講しやすい環境を整えるなど福祉人材の育成確保に努めます。

福祉人材バンクの設立や人材紹介・あっせん情報の提供体制について検討します。

(5) ボランティア活動の促進

ボランティア機能の充実を図って、ボランティア情報の提供体制の確立、福祉ボランティアの育成・登録の拡充等を進めるとともに、指導者・グループリーダーの養成と資質の向上を図ります。

(6) 高齢者・障害児者などに配慮した公共施設等の改良・整備の推進

高齢者や障害児者などが健常者とともに過ごせる生活環境の整備を進めるため、公共施設をはじめ各種施設の改善・整備に努めます。

2.2 保健・医療活動の充実

[現状と課題]

人生80年の時代を迎える一方で、生活様式の変化や食生活の多様化は健康を阻害する要因を含んでいることも見逃せません。これらの変化は、生活習慣病(成人病)の増加として示されるような疾病構造の変化に結びついています。近年の3大死因は、生活習慣病といわれる脳血管疾患、がん、心疾患であり、生活習慣病予防は保健活動の大きな課題となっています。

このため、本町では現在、町民一人ひとりが、健康でいきいき過ごせるよう、「自分の健康は自分でつくる」を基本理念に据え、地域特性に応じた事業を順次拡充を図りながら実施しています。

特に、地域ぐるみの健康づくり体制の確立を図って、町民に対して健康についての知識の普及と一層の関心を深めてもらう機会づくりを推進するとともに、各種の健康診査・検診や健康教育・相談等を通して、心と身体の両面から保健指導を行っていますが、今後一層町民の自主的な健康づくり運動の推進を図る必要があります。

また、医療の面では、町内医療機関の協力を得て地域医療の推進を図っていますが、今後とも保健・医療・福祉の連携を進める中核機能としての診療体制の充実に一層努めていく必要があります。

[基本方針]

栄養・運動・休養・健診・生きがいのバランスのとれたライフスタイルの確立を基本に、町民の生涯にわたる健康を維持、増進するためのライフサイクルに合わせた保健・健康活動を推進するとともに、保健・医療・福祉の連携体制の充実に努めます。また、きめ細かな医療サービスが身近に受けられる体制の充実や広域的連携を強化して地域医療、救急医療体制の一層の充実に努めます。

[主要施策]

(1) 健康づくりに関する基本方針の確立と町民意識の啓発

全町的な健康づくり活動を展開するための基本方針となる「健康日本21 桂川町計画」(仮称)の策定に努めます。

健康づくりに関するイベントの実施や広報活動の一層の充実によって町民一人ひとりの健康づくり意識の啓発に努めます。

(2) 健康づくりの基盤整備

保健活動、健康づくり活動の中心となる保健婦(士)や栄養士、看護婦(士)等の確保拡充を図るとともに、地区組織の育成を図って、地域ぐるみの健康づくり活動の充実に努めます。

保健・健康づくり活動の活動拠点施設として、総合福祉センター内における保健業務の充実を図ります。

(3) 生活習慣病(成人病)予防・老人保健事業等の推進

骨粗鬆症予防教室、高脂血症予防教室、糖尿病予防教室等の重点健康教育の充実を図ります。

生活習慣病(成人病)の早期発見・早期治療を進めるため、基本健康診査やがん検診の充実を図るとともに健診後の要指導者を対象とした生活改善事業に努めます。

寝たきりゼロを目指し、機能訓練事業の充実に努めます。

痴呆予防対策として脳活性化教室等を推進するとともに、痴呆性老人及び寝たきり者やその家族に対する訪問指導・訪問看護の充実に努めます。

(4) 母子保健事業等の推進

母子保健事業の基本となる「母子保健計画」について適宜見直しを行います。
保健婦(士)等による妊婦・乳幼児の家庭訪問や保健指導の充実、妊婦・乳幼児の健康診査の充実等、母子保健事業の推進を図ります。

妊産婦教室、幼児教室、子育て講演会等を男女が共に参加できるよう工夫して開催するなど子育て教育の充実を図ります。

親子教室や乳幼児発達相談等の充実を図るとともに自主育児グループの育成・支援等を推進し、母親が家族を中心に地域の中で自信を持って子育てできるよう支援していきます。

(5) 栄養改善事業の推進

栄養相談、栄養指導の充実や食生活改善推進協議会等の地区組織の育成・活動等を通じ、対象者の特性に応じた栄養改善計画の策定・実施・評価活動の充実等に努めます。

(6) 歯科保健事業の推進

乳幼児から高齢者までを対象に、ライフサイクルに応じた歯科保健指導事業の充実を図ります。

(7) 予防事業等の推進

結核予防等の予防事業の推進に努めます。また、予防接種や献血事業等の啓発活動を推進し、町民の積極的な参加を促します。

(8) 健康管理情報システムの整備

町民一人ひとりの健康診査や検診の受診状況等に関する情報の集積と予防活動への活用を図るため、健康管理情報システムの整備に努めます。

(9) 医療体制の充実

高齢者人口の増加が進む中で診療体制の充実を図って保健・医療・福祉の連携を密にするとともに、医師会等の協力を得て訪問診療・訪問看護体制の充実等に努めます。

広域的連携を図って効率的な救急医療体制の一層の充実に努めます。

2.3 高齢者対策の充実

[現状と課題]

寝たきり老人、痴呆性老人等の要介護高齢者が年々増加している今日、在宅福祉の重要性が叫ばれており、在宅生活を維持・継続していくため、これまでに老人訪問介護（ホームヘルプサービス）、老人短期入所生活介護（ショートステイ）、老人日帰り介護（デイサービス）等の充実に努めてきました。また、家庭での介護ができなくなり施設への入所を希望された場合には、できる限り早く入所できるよう特別養護老人ホーム等を整備してきました。さらに、民生・児童委員等が中心となりひとり暮らし老人等に対して「見守りネットワーク」を実施したり、ボランティア団体による給食サービス事業を実施したりして、家族の負担軽減に努めています。

今後ますます高齢化が進み、特に後期高齢者が増えていくと予測され、家庭での介護者も高齢化していくことが予想される今日、在宅福祉、中でも痴呆性老人対策としてのグループホームの整備などを重点的に進めていく必要があります。

このような背景を踏まえ、平成12年度より介護保険制度が実施されましたが、今後とも事業の充実を目指して広域的連携の強化を図って老人福祉事業の見直し・充実等を進めることが必要となっています。

さらに、今後は、要介護状態になることを防ぐための対策が最重要の課題になると認識されることから、介護保険の対象外の高齢者を対象とした生きがい対応型デイサービスの実施などに取り組んでいく必要があります。

一方、老人クラブ活動やシルバー人材センター活動、生涯学習活動等によって高齢者の生きがい対策にも種々取り組んでいます。高年齢者ニーズの多様化等に対応して今後一層充実していく必要があります。

また、これらの事業を効果的に展開するために、福祉関係に従事するマンパワーの育成・確保を図ることも大きな課題となっています。

[基本方針]

人生80年時代を迎えた現在、町民に対して「生涯現役」の心意気を持つよう啓発事業を進めるとともに高齢者の健康といきがづくり体制の充実を図ります。また、介護保険制度の推進体制の充実に努めるとともに、要介護老人等に対する各種在宅福祉サービスの拡充・強化を計画的に進めます。

[主要施策]

(1) 高齢者対策推進の基本方針の見直し・確立

高齢者対策推進の基本となる「老人保健福祉計画」について適宜見直しを行います。

介護保険制度による事業推進の基本となる「介護保険事業計画」について適宜見直しを行います。

(2) 高齢者の生きがい対策の推進

老人クラブ活動の充実を支援するとともに、シルバーボランティア制度の活用、シルバー人材センター活用の充実支援、さらには各種教室等で学んだ生涯学習活動成果の活用の場を拡げ、高齢者の地域社会への参加を促進します。

総合福祉センター活用の充実や公民館施設等の身近なコミュニティ施設の有効活用を図るとともに各行政区毎に高齢者のふれあいを目的とした会の育成を推進することにより、高齢者の身近なふれあい活動の場の確保・充実に努めます。

(3) 高齢者の健康の確保と介護予防の推進

高齢者が身近な場で身体を鍛え、健康の保持に役立つゲートボールやニュースポーツなどの一層の振興を図るとともに、検診等の各種老人保健事業や健康づくり事業を今後とも継続して推進します。

老人福祉の充実等を図って生きがい対応型サービス事業を実施します。

(4) 老人福祉施設等の充実

在宅介護支援センター事業の充実を推進し、在宅介護サービスに関する相談体制の充実を図ります。

特別養護老人ホームや老人保健施設、老人訪問看護ステーション、ケアハウス等の整備充実については、保健福祉圏域内で連携を図って協議し検討していきます。

(5) 在宅要介護老人対策の充実

寝たきり老人や痴呆性老人等の症状の重度化防止と、介護者の負担軽減のために、ホームヘルパー体制やボランティア体制の充実、さらには緊急連絡網の確立等を図って、家庭への訪問活動やひとり暮らし老人への安否確認活動等の拡大・充実に努めます。

老人日帰り介護（デイサービス）事業の充実を図って、日常生活指導をはじめリハビリテーション機能の強化等に努めます。

在宅福祉サービスについては、今後定期的に要介護老人や介護者の実態とニーズを把握するとともに社会福祉協議会との連携強化や民間シルバーサービス産業の導入促進等を図って、各種サービス事業の充実に努めます。

(6) 介護保険の推進体制の充実

平成12年度にスタートした介護保険制度の効果的推進を図るため、福岡県介護保険広域連合の活動内容の充実に積極的に支援・協力していきます。

介護保険制度に関する町民啓発活動、相談体制の充実に努めます。

(7) 高齢者の移動手段の確保充実と住宅環境の改善

高齢者の移動手段の確保・充実を図るため福祉バスの充実や福祉タクシー制度の導入について検討します。

高齢者と同居する世帯に対し、高齢者が家族との暖かいふれあいの中で、楽しく生活できるよう、住宅改修指導事業の導入について検討します。

町営住宅整備事業等と連携した高齢者用の住宅の確保について検討します。

2.4 児童福祉・子育て支援対策の充実

[現状と課題]

子どもを育てることは、基本的にはそれぞれの家庭の役割ではありますが、少子化や高齢化の進展、さらには人口減少時代の到来といった今日の状況から、子育ては社会全体への貢献でもあることを認識し、「子どもが健やかに育つための環境づくり」という観点から児童福祉の推進を図ることが必要になっています。

特に、家族形態や就労形態の多様化など社会情勢の変化に伴い、乳児保育、障害児保育、延長保育、一時保育など保育需要の多様化がみられ、現在本町では、町立2カ所、私立1カ所の保育所を中心に多様な保育事業を展開していますが、施設の老朽化等から事業展開に制約がみられるなど、十分な対応ができない状況となっています。

また、道路網の整備と近年の車社会の中にあって、児童が安心して遊べる場や自然環境が少なくなってきており、児童が恵まれた保育環境の中で安全に遊べ、学べる環境づくりを一層進めることが求められています。このため、家庭や地域社会の育成機能の向上を進めるとともに、これを支援する環境づくりとして、保育サービスや相談指導体制の充実等を積極的に推進し、地域一体となって児童福祉に取り組む必要があります。

一方、離別や死別などによるひとり親家庭は、近年、増加する傾向を示しています。こうした家庭は、家庭的に不安定な状況におかれているケースが多く、今後とも精神面、経済面から適切な指導と援助に努めていく必要があります。

[基本方針]

児童の健やかな育成と子育て支援の充実を図るため、延長保育や児童クラブ活動、育児相談機能、保育所体制を充実し効果的に進めます。また、地域ぐるみの子育て支援ネットワーク体制の確立や子どもの遊び場の充実等に努めます。さらに、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を目指して、相談事業や援護施策の活用等を進めます。

[主要施策]

(1) 児童福祉・子育て支援に関する基本方針の確立

町として総合的かつ健康的に児童福祉や子育て支援施策を推進するための基本となる計画策定に努めます。

(2) 新しい時代に適応した保育・子育て支援機能の拡充

町民ニーズに応じた諸施策を講じていくために、保育所の適正配置について検討し、保育所の施設、体制の充実等を図り、延長保育、未就園児交流活動、児童クラブ活動、育児相談活動等の充実に努めます。

子育て経験を有する一般町民にも広く呼びかけ、一時預り等を行う地域ぐるみの子育て支援のためのふれあいネットワーク体制の確立を図ります。

(3) 児童の健全育成

子ども会をはじめ地域組織活動の充実を促すとともに、指導者の養成や地域活動への参加機会の充実に努めるなど、児童の健全育成に地域ぐるみで取り組みます。

身近で安全なふれあいの場、遊び場を確保するため、地域内での広場や公園等の既存施設の活用を図ります。

学童保育所体制の充実を図ります。

(4) ひとり親家庭への支援の充実

ひとり親家庭が安心した生活を送られるよう、必要資金の貸付事業や医療費助成事業の推進を図るほか、各種制度の周知と活用を促すことに努めます。

民生委員・児童委員や関係機関との連携を強化し、生活、教育、就労など

に関する相談・指導体制の充実に努めます。

桂川町母子会の充実を図って、ひとり親家庭相互の連携や相談窓口となる組織の支援に努めます。

2.5 障害児者福祉の充実

[現状と課題]

本町の身体障害児者や知的障害児者に加えて、精神障害児者等を含めた障害児者の数は増加傾向にあり、しかも障害の重度化、重複化のほか、障害児者の高齢化も進んでいます。高齢化社会の進行に伴い、障害は誰にでも起こり得る問題として、すべての町民が関心を持ち、地域の問題としてとらえるとともに、障害児者を特別扱いせずに普通の人と同じように生活していく（ノーマライゼーション）ことが当然のこととする認識を醸成していく必要があります。

本町では、乳児相談や健診等を実施し継続的に個々の対象者に応じた相談・指導をすることによって障害の発生予防、早期発見に努めているほか、障害児者の生活を支援するために、医療費の補助、補装具や日常生活用具の給付事業等を実施しています。

障害児者は、さまざまなハンディを負っており、自助努力には限界があることから、障害児者のニーズに即した各種援護措置、相談事業、福祉のまちづくり事業等を、広域的連携も強化しつつ、今後一層充実する必要があります。

また、障害児者やその家族に対して、地域全体が思いやりの心で接するよう町民の福祉意識の高揚を図ることも必要となっています。

[基本方針]

障害児者の自立と社会参加を基本として、地域町民の正しい理解を得ながら、障害児者が社会の一員として快適な生活が送れるよう、広域的連携を強化して、地域福祉活動の推進、就業の促進、在宅福祉施策の充実、障害児者福祉施設の充実等に努めます。

[主要施策]

(1) 障害児者施策に関する基本方針の確立

町として総合的かつ計画的に障害児者対策を推進するための基本となる障害児者基本計画について適宜見直し検討を行います。

(2) 相談・指導体制の充実

関係医療機関や県・保健所等との連携を強め、各種健（検）診事業の充実を図って、障害の予防・早期発見に努めます。

障害児者の社会復帰や自立更生、さらには障害児者施設への入所等のための相談体制の充実を県・保健所等と連携を図って進めます。

(3) 在宅福祉サービスと自立生活への支援の充実

ホームヘルプサービス事業やショートステイ事業、補装具・日常生活用具給付事業の充実、ボランティアやガイドヘルパー体制の確立を進めるなど、在宅福祉サービスの向上に努めます。

広域的連携を強化して障害者の生活の安定を目的とする各種生活支援事業、自立支援事業等の推進に努めます。

(4) 障害児者の社会参加・社会復帰の促進

障害児者の自立機会の拡充を目指して、公共職業安定所などの関係機関との連携を図って町内民間企業などに対し、障害児者の雇用の拡大を要請していきます。

一般就労が困難な障害児者については、自立に必要な指導を受け、福祉的就労の場や社会参加ができるよう、共同作業所の整備を図るとともに広域的

連携のもと社会復帰施設の利用促進に努めます。

障害児者団体の育成に努め、各種事業への参加を促して、障害児者の相互交流を促進します。さらに、文化活動、スポーツ・レクリエーション活動など、障害児者と健常者との交流機会の拡充を図り、障害児者福祉に対する町民の意識啓発に努めます。

道路や公共施設等の整備に当たっては障害児者に配慮した施設整備に努めます。また、緊急時の障害児者避難体制の整備に努めます。

2.6 社会保障の充実

[現状と課題]

生活保護制度はこれまで町民生活の安定に大きな役割を果たしてきました。本町の被保護世帯は、近年減少傾向にあります。今後高齢化の進行等により増加していくことも見込まれます。

このため、今後とも適正な保護に努めるとともに、福祉事務所と連携を取りながら、他の福祉施策とあわせて、その経済・生活の向上を支援していく必要があります。

一方、医療や老後の生活を保障する国民健康保険事業や老人保健事業、国民年金制度は、近年、就業構造の変化や高齢化の進行、疾病構造の変化などを背景に厳しい財政運営を迫られているのが実情です。

こうしたことから、町民一人ひとりの健康づくりへの意識高揚と健康づくり活動を促すとともに、老後の保障を自ら確保するという認識を高め、医療保険未加入者や無年金者の解消を目指していく必要があります。

[基本方針]

すべての町民が健康で文化的な生活を維持し、老後に不安のない人生を送れるよう、医療保険制度、年金制度、生活保護制度への町民の理解を深め、その的確な運用に努めます。

[主要施策]

(1) 低所得者福祉の充実

生活相談所等の相談体制の充実を図るとともに、自立及び地域援護の推進に重要な役割を担う民生・児童委員活動の充実に努めます。

低所得者世帯の自立を促す各種資金制度の活用を促すため、制度の普及に努めます。

(2) 国民健康保険の適正化

保険税収納率の向上を図るなど国民健康保険財政の健全性維持を図り、制度の円滑で安定した運営に努めます。

レセプト点検の徹底や医療費通知制度の活用、また、広報活動の強化等により、被保険者の適切な受診を促します。

一般保健行政との連携を密にして、検診事業や健康づくり事業などの各種保健事業を推進し、被保険者の健康の保持・増進を図ります。

(3) 老人保健医療の適正化

対象者に対して重複多重受診の是正など適切な指導活動を行うなど、制度の円滑な運営に努め、高齢者の健康保持・増進を図ります。

(4) 国民年金への加入促進及び保険料収納対策の強化

広報活動の強化等により制度に関する内容の周知徹底に努めるとともに、町民の年金受給権の確保を図るため、国民年金への加入促進、保険料収納対策の強化及び年金相談業務の充実に努めます。

第3章 一人ひとりの人権を大切にすまちづくり

3.1 人権教育・啓発の推進

[現状と課題]

今日、人権の尊重・擁護は、「人権教育の国連10年」など、まさに世界の潮流として、大きな高まりをみせています。国内においても、2000年11月29日に「人権教育・啓発推進法」が成立しました。また、人権擁護推進審議会においても人権救済についての審議が進められており、新たな世紀を迎え「人権」が大きなキーワードとなっています。

しかしながら、私たちのまわりには、歴史的・社会的理由や性別、障害、国籍等の理由による偏見や差別が、いまだに根強く存在しています。本町ではこれまでに、平和で差別のない人権尊重の社会を築くため、講演会や研修会などを開催し、社会啓発を推進してきました。同時に、幼児教育・学校教育を通して、一人ひとりを大切にす幼児・児童生徒の育成に取り組んでいるところです。人権教育は生涯学習の視点に立って、学校教育・社会教育及び家庭教育相互の連携を図りながら、長期的展望に立って取り組みを進めていかなければなりません。

特に同和問題については現在までに生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備はおおむね完了しました。一方、平成8年の地対協意見具申及び本町が平成12年度に実施した住民意識調査の結果からも、差別意識は着実に解消に向けて進んでいるものの、結婚や就職などをはじめとするいくつかの分野において、今なお心理的差別が根強く残っています。心理的差別の解消にはある程度の期間が必要であり、今後とも着実に啓発・教育を推進していくことが重要です。

[基本方針]

同和問題をはじめ女性、子ども、障害児者、外国人、H I V感染者など、すべての人の尊厳と人権の尊重について、あらゆる場・正しい理解と認識を深める人権教育・啓発活動を、行政総体としての取り組みとして推進します。

特に、同和問題については随時町民の意識状況の把握に努めつつ、効果的な啓発活動を展開し、心理的差別の解消に努めます。よって、一人ひとりの人権を大切に
するまちづくりを目指します。

[主要施策]

(1) 人権・同和教育の意識の推進

子どもが健やかにたくましく育まれる環境づくりを家庭・地域において推進していくとともに、学校においても体罰やいじめ問題をはじめとする児童・生徒の人権を否定する行為を根絶し、人権尊重の精神の高揚を図る取り組みを推進していきます。

人権が尊重される社会を目指した人権教育・実践活動を保育所・幼稚園・学校、地域、企業等の場で推進します。

これらの活動を地域、企業等で推進するため、町内34地域公民館等に人権リーダー（仮称）の設置を働きかけるとともに、公共職業安定所等と連携を図りながら、従業員30人以上の町内事業所に人権啓発推進員の設置を要請し、地域及び職場でのリーダー育成に努めます。

(2) 人権意識の啓発・相談活動の推進

解放センターや隣保館を福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンター（人権啓発センター）として、あらゆる人権に関する情報を収集発信する総合施設として機能を高めていくための条件整備を進めていきます。

同和問題啓発強調月間や人権週間など、時機を捉えた広報や街頭啓発活動の推進に努めます。

人権擁護活動の推進のため、関係機関や人権擁護委員、民生・児童委員等と連携しながら、指導者の養成や人権相談などの充実に努めます。

(3) 女性や子ども、高齢者など個々の重要課題への対応

女性問題

- ・「男女共同参画2000年プラン」を踏まえた取組の推進に努めます。
- ・男女共同参画の視点に立った社会制度等学習推進に努めます。
- ・女性の人権について教育・研修・啓発活動の推進に努めます。

いじめ問題

- ・子どもの人権についての教育・研修・啓発活動の推進及び児童の権利に関する条約の趣旨・内容の啓発に努めます。
- ・子どもの人権専門委員制度の充実・強化に努めます。

高齢者問題

- ・高齢者の人権についての教育・研修・啓発活動の推進及び相談体制の整備に努めます。

障害児者問題

- ・障害児者の人権についての啓発・広報活動や教育の推進に努めます。

外国人問題

- ・人権相談体制の充実、差別意識解消のための啓発活動の推進に努めます。

H I V感染者等の問題

- ・H I V感染者、ハンセン病への理解を深めるための啓発活動の推進に努めます。

(4) バリアフリーの推進

施設のバリアフリー化を図るとともに、心のバリアフリーについての啓発・広報活動や教育を推進し、社会参加と職業的自立を促進することにより、高齢者や障害児者にやさしい町づくりを推進します。

3.2 男女共同参画社会の確立

[現状と課題]

近年における女性を取り巻く社会環境の変化を背景として、女性自らの人生を自分自身で設計し、職場や地域活動など社会の多様な場へ参加することが一層活発化しており、町民生活の向上や経済社会の発展に対する女性の貢献が重要となってきています。

しかし、今日、男女平等がうたわれているにもかかわらず、なお未だに、女性の能力・適性への偏見や固定的な役割分担の意識、さらには、それに基づく社会習慣・行動様式が残っています。また、女性の社会参画の増大に対応する社会的条件整備も立ち遅れており、女性が制度上のみならず、実際の面において社会へ参画できるための環境整備が必要となっています。さらに、男性が家族や地域の一員となって、家庭生活、地域生活に積極的に参画するよう意識変革を促すことも必要となっています。

本町においては、女性団体を中心に啓発活動などの地域活動が展開されていますが、女性の社会参画を進める視点で今後一層の活動の充実が求められています。

[基本方針]

女性が社会のあらゆる分野へ参画し、多様な活動を通じてその能力を発揮することができるよう、男女共同参画意識づくりへの啓発活動の強化、女性団体への活動支援、各種審議会等政策決定機関への参加と登用、雇用の促進、地域活動の促進、子育て環境の整備などを進めます。

[主要施策]

(1) 男女共同参画意識の啓発

男女共同参画意識の高揚を図るため、相談・指導・援護体制の確立・充実に努めるほか、学校教育、生涯学習活動等を通じて共同参画意識の啓発・研修活動の拡充に努めます。

(2) 審議会等への女性の積極的登用

まちづくりに女性の意見が直接反映できるよう、各種審議会・委員会等公的分野などへの積極的な登用を図り、女性の社会参画の拡充に努めます。

(3) 女性の社会参画の促進

就業条件の向上や、子育て支援・在宅介護支援の充実など、女性が社会参加しやすい環境の整備を、福祉・保健・産業など関係分野との協力のもとに促進します。

女性の生涯にわたる学習活動を促進するため、学習機会の充実に努めるとともに、指導者・リーダーなど人材の育成を図ります。

女性団体をはじめとする各種グループの活動のネットワーク化を図り、積極的な地域活動を推進します。

第4章 ふれあい豊かな文化創造のまちづくり

4.1 生涯学習体制の確立と社会教育活動の推進

[現状と課題]

生活水準の向上や余暇時間の増大、また、社会変化の速さや環境問題、高齢化社会の到来などを背景として、町民の間には、生涯を通じて自己を高め、自己実現を図りながら、生きがいある生活を送りたいという欲求が強まっています。これに伴い、町民の学習ニーズは高度化、多様化しており、社会教育分野の領域を超える部分も見受けられ、しかも自発的で主体的な学習活動を求めています。

一方、情報化、国際化、高齢化、少子化、環境問題などめまぐるしい社会環境の変化に伴って、生涯の各段階における学習課題も多様となっており、生涯学習の推進が強く求められている状況にあります。

こうした中、本町ではこれまで住民センターと図書館を拠点とし、地域公民館等をサブ拠点として、町民の幅広い学習活動が展開されています。今後とも町民ニーズに即した学習機会の創出や町民主導型事業の活動強化、これらの活動を可能にする生涯学習支援体制の確立・強化等に努める必要があります。

[基本方針]

学習ニーズの高度化、多様化に対応して、町民が「いつでも、どこでも、だれでも」生涯を通じて、自己実現を目指して主体的な学習活動を続けられるよう、教育分野をはじめ文化・スポーツ・福祉・環境・産業などの関連団体との連携強化のもとに総合的な学習環境の整備を図り、生涯学習の一層の推進に努めます。

[主要施策]

(1) 生涯学習推進体制の整備・充実

生涯学習の推進を総合的に企画・調整するための「生涯学習推進計画」(仮称)を策定します。

全庁的な推進体制の確立を図るとともに、生涯学習に関する総合的相談窓口を設置し、学習情報の提供や相談活動の充実を図ります。

町民主導の学習事業の強化を図るため、地域公民館活動への支援に加えて、自主学習グループ、サークル等に対するきめ細かな支援に努めます。

民間指導者や生涯学習ボランティア・図書ボランティアの発掘・育成に努めるとともに、人材登録システムの確立を図ります。また、指導者体制の充実を図るため、近隣市町との広域的な人材情報システムの構築について検討します。

図書館の質を向上させながら、町民の生涯学習の要望に応え、暮らしに役立つ図書館サービスに努めます。

図書館と学校等の教育機関との連携による読書活動の推進に努めます

(2) 生涯学習機会の拡充と学習活動の促進支援の強化

拠点施設としての住民センターをはじめとする社会教育施設活動の一層の充実を図るため、町民の学習ニーズの把握に努め、ニーズに即し、ライフステージに応じたきめ細かな教室・講座の開設や蔵書の充実、さらには開催時間、開催方法等に工夫をこらして学習機会の拡充に努めます。特に、町民主導の学習事業の広がりを意図して、参加型学習機会の拡充に努めます。

地域で考え企画実施する「草の根学習活動」の推進など地域単位の活動の充実に努めます。

生涯学習活動成果の発表の場の拡充を図るため、全町的な生涯学習フェア

(仮称)の開催に努めます。また、これらの活動の広域的な開催や広域相互の交流機会の確立、拡充に努めます。

パソコンなど学校教育施設の社会教育活動への活用や学校教職員の協力等を得て進める学校開放講座の開設、さらには学校教育への町民講師の活用等を検討し、社会教育と学校教育の連携・融合の拡充に努めます。

まちづくりに対する町民参加の活発化を促すため、町職員を講師とするまちづくり出前講座の開設やまちづくり塾の開設等について検討します。

生涯学習活動の成果・達成度に応じて町独自の資格を付与するなどの学習奨励制度の確立等について検討します。

開催予定の講座・教室・イベントなどの情報や施設利用情報などの生涯学習情報を町民にきめ細かく提供し、参加促進を図るため広報活動の充実に努めます。

(3) 生涯学習推進のための諸施設等の整備充実

住民センターや図書館などの既存の施設については計画的に施設・設備の充実に努めるとともに、生涯学習ボランティア・図書ボランティア等との連携を強化して管理運営体制の充実に努めます。また、障害者や外国人利用者に対する受入体制の充実に努めます。

各地域公民館のほか町民の身近な施設としての学校や保健福祉関係の施設等も組み込んだ全町的な生涯学習関連施設の情報ネットワーク化とインターネットを通じた町民への情報の直接提供システムの確立等について検討し、町民の利便性の向上や各施設の有効活用に努めます。

4.2 スポーツ・レクリエーション活動の充実

[現状と課題]

近年の健康志向の高まりの中で、町民の間に体力づくりやスポーツ・レクリエーション活動に対する関心が高まってきています。また、スポーツ・レクリエーション活動は、健康づくりや生きがいづくりに役立つだけでなく、活動を通じて町民相互の連帯意識を高め、豊かな人間性を培うものとしてその重要性を増してきています。

本町においては、「町民一人一スポーツ」を目指して、これまで天道スポーツ公園や湯の浦総合キャンプ場等を整備し、これらを拠点として各種スポーツ教室や大会、レクリエーション活動等を開催しているほか、各種多様なスポーツクラブ・スポーツ少年団等が活動しており、生涯スポーツの気運も大きく盛り上がっています。スポーツ・レクリエーション環境の充実は、特に若年層の定住化に大きく貢献し、魅力と活気あるまちづくりに欠かせないことです。

さらに、多様化・高度化する町民のニーズに応えるため、指導者の育成や郡内のスポーツ・レクリエーション施設との連携・ネットワーク化等に努めて、活動機会の拡充を図るとともに、生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動を支援・拡充していくことが課題となっています。

[基本方針]

健康で心豊かな人づくりを目指し、町民の多様化するニーズに対応し、スポーツ・レクリエーション施設の整備充実を進めるとともに、各世代に応じた多様なスポーツ・レクリエーション活動やスポーツ交流事業等を推進し、生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動の振興に努めます。

[主要施策]

(1) スポーツ・レクリエーション施設の整備充実及び管理体制の拡充

既存の施設については、スポーツ機能とレクリエーション機能が調和する生涯スポーツ施設としての機能を果たすことができるよう今後とも計画的に施設・設備・備品の充実整備を図ります。

町民誰もが気楽に利用できる身近な広場等の設備の充実支援に努めるとともに、学校体育施設の地域開放をより一層促進します。

個人主体の活動意識の高まりに対応し、遊歩道整備を図ります。

各施設の一層の利用促進と効率的管理を図るため、スポーツボランティアの育成・活用を図って利用者による自主管理体制の一部導入等、柔軟な施設運営に努めます。

各施設については郡内の各施設とのネットワーク化の確立に努め、多様な町民ニーズに対応できるよう広域的な施設利用体制の確立を目指します。

(2) 生涯スポーツの推進とスポーツ交流事業の推進

健康づくり日常化運動の推進を図るため、歩け歩け運動等の健康づくりプログラムの拡充を保健事業と連携し、促進します。

生涯及び通年にわたってスポーツに取り組むことができるよう年齢やライフスタイルに応じた多種多様なスポーツ教室、体力テスト、スポーツ大会等のスポーツプログラムの開発拡充を図ります。とりわけ親子や高齢者対象のスポーツプログラムの充実努めます。

全町的なスポーツ・レクリエーションイベントの開催や広域的な交流大会・イベントへの積極的な参加に努めます。また、文化的なイベント等と連携し、町民が自主的に参加しやすいイベントの実施を図ります。

(3) スポーツ・レクリエーション指導者の養成と奨励体制の確立

体育協会の設立を図り、各種スポーツ・レクリエーション団体の育成・支援に努めます。

体育指導委員のほか、ボランティアによる地域スポーツリーダーの育成、確保を図ります。

(4) 情報提供体制等の充実

スポーツ・レクリエーションに関する広報紙や案内リーフレット、さらにはインターネット等を利用した多様な情報提供体制の充実を図ります。

地域、職場、団体等におけるスポーツ・レクリエーション活動の充実のため、指導・助言・相談体制の充実を図ります。

県立スポーツ科学情報センターとの連携を深め、スポーツに関する最新情報を、町民がいつでもインターネットを通して検索・入手できるシステムの確立に努めます。

4.3 幼児教育・学校教育の充実

[現状と課題]

本町の学校施設は小学校 2、中学校 1、学校給食共同調理場 1 が設置されていますが、大規模改造が必要な施設も多くあり、これらの改修が緊急の課題となっています。

学校教育は、少年期の人格形成の重要な時期であるため、父母の期待と関心は大きく、今後とも教育内容の充実や国際化、高齢化、情報化や環境問題、人権、男女共同参画問題等に対応した学習の充実を図ることが求められています。

さらに、教育は学校だけで行われるものではないという認識に立って、学校・家庭・地域が一体となった取り組みが必要であり、桂川町の自然や先人が築き上げた文化を教材化しながら体験的な学習の充実を図り、地域に開かれた教育の推進に一層努めていく必要があります。

また、親や児童・生徒をとりまく環境の変化や週 5 日制の完全実施等を踏まえて、家庭・児童・生徒の相談活動を実施していますが、地域における青少年相談機関との連携を強化するなど相談体制・活動の一層の充実に努める必要があります。

本町には幼稚園が 1 園あり 1 年保育を実施していますが、幼児教育の充実はますます重要になっていることから、良好な教育環境を確保し、幼児の心豊かな人間形成を培うための教育内容の充実に努めていく必要があります。

[基本方針]

第3の教育改革が進んでいる現状を踏まえて、子どもの個性や能力について十分に配慮し、日常生活に必要な基礎知識を身につけさせるとともに、生涯学習の基礎を培い、豊かな心を持ちたくましく生きる力を養うことを重視し、新しい時代の創造を目指す魅力ある学校教育・幼児教育を推進します。具体的には、情報化、国際化に対応した教育の推進、さらには福祉・ボランティア活動、環境保全を重視した教育を推進する等、家庭や地域との連携を強化して教育内容の充実を図り、学校施設・設備の整備を計画的に進めます。

[主要施策]

(1) 義務教育施設の整備充実

小・中学校施設については、年次計画により、整備の必要な校舎等の改造、改築、改修を行い、学校教育に好ましい教育環境の整備を図ります。

また、大規模災害発生時の避難・収容場所としての機能の確保を図るため、計画的に整備改修を進めます。

学校図書室の整備充実、教育用コンピュータ等の教育機器の整備等を今後とも計画的に進めます。

学校給食共同調理場の改築整備を図ります。

(2) 学校教育の充実

基礎的・基本的内容を重視した教育をすすめ、分かるよこびを味わえる学習指導に努めます。

時代に対応した教育充実のため、『総合的な学習』の中で、パソコン教育、国際理解教育、ふるさと・環境教育、ボランティア教育に努めます。

個を生かす教育充実のため、自然・社会体験学習をすすめて社会性や表現力の向上に努めます。

(3) 健康・体力づくりの推進

健康面から魅力ある給食づくりに取り組み、町の特産品の活用をすすめ、給食指導や栄養指導による望ましい食習慣の形成に努めます。

基礎体力や運動能力の向上については、児童生徒が体育活動の実践を通して、運動の喜びや楽しみが生涯に渡って実現できるよう育成に努めます。

(4) 人権・同和教育の徹底

学校や地域社会の実態に即した教育計画を立て実践活動に努め、差別をしない・差別を許さない幼児・児童・生徒の育成を図ります。

地域との連携を保ち、地域・家庭・学校が一体となって人権・同和教育の推進を図ります。

(5) 心の教育の推進

現代の子どもたちに生命を尊重する心、人への思いやりや社会性、正義感、感動する心等豊かな人間性を育む「心の教育」を重点的に推進します。

小・中学校に心の教育相談員（スクールカウンセラー）を配置し、生徒の悩み、不安、ストレス等を積極的に受け止めその問題解消に努めます。

家庭や地域の青少年相談機関等との連携を強化し、いじめ、児童虐待、問題行動等の防止及び早期発見に努めます。

(6) 生徒指導の充実

道徳教育により、内面的自覚を促し、自らに厳しく主体的に行動できる心身ともに健全な児童・生徒の育成に努めます。

(7) 幼児教育の充実

幼児教育と義務教育の一貫性の確保や教職員の指導力・資質向上のため、幼稚園と保育所、学校との連携強化や研修体制の充実・強化に努めます。

幼稚園の2年保育の実施について検討します。

4.4 青少年の健全育成

[現状と課題]

核家族化の進展や地域町民の連帯意識の希薄化を背景に、家庭内及び地域における青少年に対する教育機能は著しく低下してきています。青少年自体の意識も変化し、諸々の青少年活動への参加も減少し、個人の趣味や関心を中心としたクラブ活動的なものや団体活動に属さない個人的な動きが増える傾向にあります。

このような社会的背景を踏まえ、青少年が本町の将来の担い手として健全に育成され、その力がまちづくりに十分発揮されるよう、各種関連団体をはじめ、家庭、地域、学校等の緊密な連携のもとに、青少年をとりまく環境の浄化や家庭の教育機能の充実に努める必要があります。

また、地域社会の形成者としての役割と自覚を高めるため、青少年の自主的な地域活動や社会活動を促進していく必要があります。

[基本方針]

社会環境が急激に変化する中で問題行動が多発傾向にあります。青少年が健全に育成されるよう、家庭、地域、学校が一体となった健全な社会環境づくり体制の充実を図ります。また、子ども会活動やボランティア活動など青少年の自主的な団体活動や社会活動への参加、異年齢間交流を促すとともに、指導者の養成を図ります。

[主要施策]

(1) 青少年の非行防止活動の推進

青少年健全育成関係機関と連携して非行防止パトロールを実施するとともに、地域ぐるみの非行防止活動を展開します。

(2) 青少年の健全育成意識の高揚とジュニアリーダーの養成

青少年健全育成関係団体と協力し、地域あげた健全育成事業の展開・啓発に努め、意識の高揚を図ります。

関係団体と連携して、ジュニアリーダーの養成を図ります。

(3) 青少年の主体的な社会参加活動の促進

「青少年問題協議会」を核にして、家庭、地域、学校が連携し、青少年の自主的な社会体験活動、社会参加活動を促進します。

ボランティアサークルの育成やふるさと学習会の実施を推進します。

4.5 芸術・文化活動の充実

[現状と課題]

今日、心の豊かさを求める傾向が強まり、人々の芸術・文化に対する関心が高まっています。また、芸術や文化はまちの個性、独自性を生み出す重要な要素であり、まちづくりと密接に関わっています。したがって、文化的な環境が整備されなければ、地域は魅力的なものとなり得ず、定住性の強化や地域の活性化あるいは人材の確保といったことも難しくなっています。

こうしたことから、本町においてもこれまで住民センターや地域公民館活動の一環として、また王塚古墳をテーマとして、多様な芸術・文化活動の振興に努めてきましたが、今後とも、町民の間で自主的に取り組まれている芸術・文化活動への一層の支援に努める一方、夏まつり桂川や文化祭など多面的な交流を促す文化イベントの一層の充実や広報活動の充実、多様な芸術・文化団体等への活動支援、指導者やリーダーの養成の充実等に努め、他のまちに誇れる芸術・文化風土の醸成に努めていく必要があります。

[基本方針]

地域に根ざした個性豊かな文化の創造を目指し、町民の自主的、主体的な芸術・文化活動の活発化を図るほか、王塚古墳をテーマとした文化活動の一層の充実、優れた芸術・文化を鑑賞する機会の拡充などを進め、他のまちにも誇れる桂川町独自の芸術・文化風土の創出に努めます。

[主要施策]

(1) 芸術・文化活動の推進

町民参画型の芸術文化ワークショップ活動の展開や王塚古墳をテーマとした文化事業の充実等に努め、町のシンボルとなる魅力的な自主文化事業の創出に努めます。

講演会や演劇公演、クラシック音楽会など優れた芸術・文化に接する機会の拡充に努め、芸術・文化に対する町民の関心と理解を深めていきます。また、文化祭や夏まつり桂川などの創作活動成果の発表機会の拡充を図り、本町の芸術・文化風土の全町的な広がり努めます。

周辺市町の文化施設等と提携した文化イベント・文化交流事業の開催等も検討し、広く町外に向け情報発信するよう努めます。

(2) 文化連合会の育成と指導者の確保

文化連合会の自主的活動を積極的に支援し、団体・サークルの育成・強化に努めます。

芸術・文化活動に関する町民ニーズの多様化、高度化、専門化に対応できる優れた指導者の養成・確保と、各サークル等への派遣紹介体制の確立について広域的連携を図って実現に努めます。

(3) 広報活動の強化

各種芸術・文化団体等の活動内容、講演会予定などについての広報活動の充実に努め、町民の参加意識の高揚を図ります。

4.6 文化財の保存・伝承

[現状と課題]

歴史的文化遺産は、先人たちのまちづくり、産業づくりへの精神を今に伝える貴重な財産であり、これを保護・保存し、後世に伝えていくことは、現代に生きる私たちの責務です。また、文化財保護の目的は、町民が文化財に触れることによって地域社会を理解し、文化的価値を認識し、地域の文化向上に資することにあります。

これまでの歴史や伝統を踏まえ、本町には王塚古墳をはじめ多くの文化財があるほか王塚装飾古墳館を整備して、これを拠点に各種講座・教室や特別展を開催するなど、文化財の保護・保存・伝承のための活動が積極的に展開されていますが、宅地開発や生活様式の変化等に伴い失われていくものも多いことから、より一層の強化を図る必要があります。また、学校教育や生涯学習との連携を強化して郷土の文化や歴史を体系的に学習・伝承できる機会を増やすよう努めるとともに、さまざまな分野で文化遺産や歴史性・文化性を生かしたまちづくりを進めていくことも大切になっています。

[基本方針]

王塚古墳をはじめとするこれまでの歴史や風土の中で生まれ継承されてきた文化遺産の調査と適切な保護・保存・活用を進めます。また、王塚装飾古墳館施設の充実等を図って本町の先人たちに関する資料の収集と展示の充実に努め、町民が広く郷土の歴史や文化について学ぶことのできる機会を増やしていくとともに、貴重な共有財産として後世に伝えるよう努めます。

[主要施策]

(1) 文化遺産の保護・保存と活用の推進

王塚古墳指定地の拡大を図るとともに、墳丘復元等の整備を今後とも計画的に進めます。

文化財の調査と指定の促進に努めます。

指定文化財については引き続き保護と保存調査の促進を図ります。

文化財については、紹介パンフレットの作成や遺跡柱設置等の紹介事業を計画的に進めるとともに、民俗芸能については保存・伝承のための方策について検討します。

歴史景観や歴史的建造物については関係町民の理解と協力のもと、保全・保存に努めます。

(2) 郷土の歴史と生活文化に親しむ活動の推進

文化財保護審議会委員等の協力を得ながら、広く町民を対象に、郷土の歴史と文化財・史跡への見聞を広げる文化財めぐり・遺跡めぐり等の活動の促進を図ります。

文化財の学校教育面での活用の拡充を図ります。

民俗芸能の保存・伝承のため、指導者の育成・確保に努めます。

(3) 王塚装飾古墳館の充実

テーマパーク周辺の環境整備や周辺市町村の観光施設との連携の推進、王塚古墳をテーマとした交流イベントの充実等に努め、町の活性化のための交流拠点機能の拡充を図ります。

4.7 国際交流・地域間交流活動の推進

[現状と課題]

21世紀に向け、産業経済活動や文化活動を通じた民間レベルでの多様な地域間交流・国際交流は一層の広がりが期待されています。

こうした交流の時代、国際化の時代に対応するため、芸術・文化面やスポーツ面、産業面での多彩な交流活動を育成振興するとともに、国内外の諸都市との姉妹都市提携、友好都市提携などを通じた多面的な交流を推進していくことが求められています。

本町においても、王塚古墳をテーマとするフェスティバルを開催するなど・交流活動は活発に展開していますが、今後は町の活性化の視点も踏まえ、他の市町村との相互交流活動の拡充を進める必要があります。

国際交流の面では、これまで青少年海外派遣事業を実施するなど近年国際的な交流も進みつつありますが、交流が始まってまだ日が浅いこともあり、幅広い町民各層の国際交流・国際協力への理解や交流活動などへの参加、及び外国の人々が地域社会の中で生活するための環境づくりなど、まだ十分とはいえません。今後、地域における国際化が加速度的に進む中で、さらに積極的な国際交流・国際協力活動等の推進が必要とされています。

[基本方針]

交流の時代に対応し、活発な交流による地域の活性化を図ることを基本に、町民に対し第2のふるさとの提供を図る視点も加味して、県内外の都市との地域間交流活動を活発に展開します。

また、国際化時代に対応できる国際感覚を備えた人づくりを進めるため、推進体制の充実等を図って、近隣国との交流をはじめとする国際交流・国際協力事業の積極推進に努めます。

[主要施策]

(1) 県内・県外の都市とのふれあい交流活動の推進

装飾古墳をテーマとする交流事業の一層の充実に努めます。

第2のふるさとの提供を図る視点で全国から交流相手先を選定し地域間交流の提携を図り、ふれあい交流事業として多様な事業展開を図るよう努めます。

パソコンネットワークやインターネットの活用を図り、メディアによる他地域との交流を学校・地域団体が積極的に進められるよう施設の充実に努めます。

(2) 国際交流推進体制の整備と交流活動の推進

町内の国際交流推進体制の確立に努め、多様な分野における交流機会づくりに取り組み、世界を視野に入れた各国との交流活動の実施に努めます。

生涯学習の一環として、町民向けの語学教育の開催や外国人講師の町内学校への招へい、国際感覚に富んだ人材の育成に努めます。

町民の国際ボランティア活動への参加を促すなど、国際協力活動の推進について検討します。

外国人が生活しやすい地域環境の整備のために、外国語による生活情報の提供等に努めます。

第5章 緑の快適環境のまちづくり

5.1 公園・緑地の整備

[現状と課題]

公園や広場は、スポーツやレクリエーションに親しむ場であり、コミュニケーションの場であるとともに、緑を保全し、生活空間に潤いとやすらぎを与える環境保全機能や防災上の機能を担う重要な施設です。

本町では、これまでにやすらぎの森湯の浦公園や寿命公園などを整備するとともに町民に身近な街区公園・児童公園等を整備し、町民の憩いの場として活用されています。さらには既存施設の拡充等によって、湯の浦総合キャンプ場や王塚古墳テーマパークを整備するなど町民だけでなく町外からの観光交流客を受け入れる視点でも整備を進めるなど、多様な公園整備に努めています。

今後とも一層、既存施設の整備充実に努めるとともに、公園整備の目的に照らして、ふれあい交流拠点施設としての公園や身近な子どもの遊び場等を町民と連携して、多様で特色ある公園・緑地の整備に努める必要があります。さらには町民参加による家庭内緑化・企業緑化も促し、全町的に緑のまちづくりを進めていく必要があります。

[基本方針]

ゆとりと潤いのある町民生活の確保を目指し、各地区における身近な広場等の整備を町民連携のもとに進めるとともに、観光交流客の誘致の視点も加味して、本町の緑の自然環境や歴史環境等を生かした特色ある公園・緑地の整備を進めます。また、町民主導による維持管理体制の充実や公園施設を利用したイベントの開催、さらには町民参加による地域ぐるみの地域緑化に取り組み、全町的に花と緑にあふれたまちづくりを長期的視点で計画的に進めます。

[主要施策]

(1) 公園・緑地等の整備・改良の推進

王塚古墳周辺及び湯の浦総合キャンプ場から弥山岳に至る一帯をふれあい交流拠点と位置づけ、町外からの観光交流客誘致の視点も加味して公園施設の一層の充実や遊歩道の整備等による各公園のネットワーク化の推進、さらには公園施設を活用したイベントの開催等に努め、楽しくふれあい交流できる場として整備充実に努めます。

児童公園等の既存の公園・緑地・広場については、町民により一層利用されるよう計画的に改良整備を進めます。

既成住宅地や中心地域周辺の適地に、子どもの遊び場となる身近な広場を計画的に整備し、町民にとって気軽に憩いふれあう場の拡充に努めます。

(2) 緑化の推進

緑化推進支援制度等の確立を検討し、公共施設、学校、道路のみならず、各民家や工場等においても自主的に植栽が進むよう、全町的な緑化・促進を図ります。

町民の緑化に対する認識を深めるため、花いっぱい運動の推進等、町民主導の各種緑化促進事業の展開を支援します。

(3) 維持・管理体制の充実

公園機能を一層有効に発揮させるため、維持管理運営体制の充実に努めます。

5.2 ふるさと景観の形成と環境保全活動の推進

[現状と課題]

自然や人、建築物の造形等から醸し出される潤いのある快適な地域景観は、町民の共通の財産であるという認識のもとに、本町ではこれまでも環境保全・美化活動に努めてきました。しかし、今後とも由緒ある社寺や王塚古墳のたたずまいや農村田園景観などのふるさと景観の保全、現在から未来への桂川町を象徴する建造物の創造等により景観整備を進め、桂川町らしいまちづくりに積極的に取り組んでいく必要があります。

また、環境・公害問題については、近年、生活排水などによる河川の汚濁の進行、さらにはごみの不法投棄や空き缶・空きビンの投げ捨てなどさまざまな生活型の環境・公害問題が顕在化してきています。

こうした身近な環境・公害問題に加え、近年、地球的規模での環境問題が大きく取り上げられています。このため、今後とも環境保全・公害防止に向けて監視・指導体制の強化に努めるとともに、町民の環境保全・公害防止意識の一層の高揚を図り、地域一体となって公害のない快適な、人にやさしい環境づくりに取り組む必要があります。

[基本方針]

人の心に潤いとやすらぎを与える美しい環境を維持し、次代に残すため、環境保全意識の高揚を図るとともに景観づくりや環境美化運動などの地域活動を支援し、桂川町にふさわしい景観づくりに努めます。

また、町民の環境保全・公害防止意識の高揚や監視・指導体制の強化などにより、公害の未然防止や現存する自然の保護・保全に努めるとともに自然の回復に向けた自然環境保全対策を推進します。

[主要施策]

(1) 環境を重視した循環型社会づくりのための基本方針の確立

町民の環境問題に対する意識の高まりに応えるため、「環境基本計画」(仮称)を策定し、これに基づき地域ぐるみで循環型社会の形成を図る視点に立って長期的で総合的かつ計画的に環境施策に取り組みます。

環境重視のまちづくりを進めるための先導事業として町役場として、I S O 14001の認証取得に向け努力します。

(2) 桂川町らしいふるさと景観づくり・環境美化運動の促進

公共施設や道路整備に当たっては、桂川町らしいデザインを検討し、ふるさと景観の形成に寄与するよう努めます。

町民による主体的な景観づくり運動、環境美化運動等を積極的に支援し、その普及・拡大に努めます。

(3) 自然環境保全活動の充実

王塚古墳周辺を歴史景観保全地区として、地区町民の協力を得て景観保全に努め、本町のシンボル地区となるよう整備を図ります。

自然をできるだけ維持・保全するための支援制度の確立について検討し、地権者や関係機関に働きかけて地域ぐるみで自然環境の保全に努めます。

公園・緑地等の整備に当たっては、自然をできるだけ残し、自然と親しむ場を多く設け、自然とふれあい、自然の中で生活する楽しさの回復に努めます。

(4) 環境・公害監視体制の強化

水質の汚濁、大気汚染、悪臭など予想される環境・公害問題について、県等関係機関との協力のもと、町民が安心できる調査・監視体制を強化することにより、環境悪化や公害発生の予防に努めます。

(5) 公害防止対策の強化

町民の日常生活から発生する生活型公害の防止を図るため、町民の意識啓発のためのPR活動に努めます。

水質汚濁の主因ともなっている家庭雑排水の浄化対策として、合併処理浄化槽の設置拡充等に努めます。

事業所等との公害防止協定の締結や公害防止施設の整備要請など、適切な指導に努めます。

5.3 上・下水道の整備

[現状と課題]

本町の上水道は1日最大給水量6,300m³の施設能力を有し、普及率99.0%の状況から、当面の水需要には対応できるが、今後の人口増や渇水時への対応を考慮すると、平成15年度までには、第5次拡張事業の実施を検討すると共に、有収率向上のために老朽化した配水管及び施設の整備を図っていく必要があります。

一方、今日下水道処理施設は、健康で快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全を図るために不可欠な施設となっています。町民の早期の下水道処理施設整備に対する期待も大きく、今後とも合併処理浄化槽設置整備事業の促進等を計画的に進め、生活雑排水の河川への流入を断ちきり、きれいな環境をとり戻すことが求められています。

[基本方針]

町民の生活水準の向上や産業の発展などにより増大する水需要に対処するため、水源の確保や老朽施設の改良等を計画的に推進し、良質な水の安定供給に努めます。

また、衛生的で近代的な町民生活の確保と公共水域の清らかな水環境を守るため、計画的かつ効果的な下水道処理施設整備、排水処理施設整備を図ります。

[主要施策]

(1) 全町水道普及の促進

上水道については、土師地内に確保している水源の有効活用を図って将来的に必要な水需要容量を確保するため第5次拡張事業を実施し、安全で、おいしく、きれいな水の安定供給を図ります。

老朽管の布設替えや地震などの災害時においても飲料水が確保できるよう水道施設の耐震化等について計画的に進めます。

(2) 全町下水道整備の促進

全町的な下水道整備方針に基づき、町民への理解・啓発活動の充実を図りつつ合併処理浄化槽設置整備事業等により下水道・排水処理施設の整備と水洗化普及促進に努めます。

単独（し尿だけの）処理浄化槽の改善の啓発活動を推進します。

5.4 環境衛生とリサイクル対策の充実

[現状と課題]

本町はごみ処理、し尿処理、火葬については、穂波町ほか2カ町衛生施設組合を組織し対応していますが、このうちごみ処理については一般廃棄物の排出量は増加する一方であり、有料指定袋制の導入等により減量化を図っていますが、新たな最終処分場の確保が緊要の課題となっています。

このような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に係る法律(容器包装リサイクル法)に対応したよりきめ細やかな分別収集の実施も今後の課題となっています。家庭から排出されるごみの内、容器包装廃棄物が60%を占めているとされており、今後一層ごみの減量化とともに、分別収集の徹底による資源としての再利用を推進していく必要があります。

また、粗大ごみ等の不法投棄が近年増加しており、パトロール体制の充実など対応策の確立が急務となっています。

し尿処理については、老朽化した処理施設の改築を現在進めているところです。

[基本方針]

ごみ、し尿の収集体制や処理施設の整備充実を広域的連携の下に進め、適正な処理を促進すると同時に、ごみの減量化やリサイクル運動等を通じて町民一人ひとりの再資源化意識の高揚を図って全町的な視点で環境衛生対策に取り組み、衛生的なまちづくりを進めます。また、ごみの不法投棄の防止に努めます。

[主要施策]

(1) ごみの適正処理の推進

ごみの排出量の増大やダイオキシン排出基準等に対応した適正処理が進められるよう、今後とも広域的連携を図って処理施設や処分場の整備・充実に努めます。

今後のごみの排出動向に的確に対応するとともに容器包装リサイクル等への適切な対応を図るため、町民の協力体制の確立等を推進し、収集・分別排出体制の充実や選別等中間処理体制の確立に努めます。

ごみの不法投棄の防止を図るため、町民のきめ細かい目くばりによる通報や不法投棄監視員体制の確立、県、警察との連携強化等を図って、迅速な監視・指導体制の充実に努めます。

(2) ごみの減量化、再資源化の推進

省資源循環型社会の構築を目指し、日頃の暮らしを見直した「エコライフ」の実践への啓発と環境への負荷が少ない商品を優先的に購入する「グリーン購入」、生ごみの土壌還元化の推進等によって、ごみの減量化・再資源化に努めます。

環境にやさしい事業所「グリーンオフィス」やリサイクル推進協力店「エコショップ」などへの取り組みを促し、事業系ごみ対策に努めます。

ごみの減量化やリサイクルに対する町民への広報・啓発活動を充実し、意識の高揚を促進するとともに、廃棄物減量等推進協議会の設立等のごみ減量運動、リサイクル運動の拡充に努めます。

(3) し尿の適正処理の推進

下水道事業との整合性に留意しながら、今後とも広域的なし尿処理体制のもと、適正な処理を推進します。

第6章 安全で利便性の高いまちづくり

6.1 調和のとれた土地利用の推進

[現状と課題]

本町の行政区域は、東西4km、南北8kmに及び、総面積は20.07km²となっています。土地利用の現状は、町土のおよそ3分の1を山林が占め、耕地が24%程度、宅地が10%となっていますが、かつての炭鉱住宅街と新興住宅地、農地等が複雑に入り込んでいて、秩序ある土地利用の具体的な方策が必要となっています。

また、農業従事者の減少や高齢化等により、農用地の管理水準が低下し、有効利用されていない農地が多くみられる中、遊休農地や耕作放棄地の増加等が大きな課題となっています。

さらに、近年、ゆとりと潤いを求める町民ニーズの高まりや都市化の進展等を背景に、公園や都市的基盤整備ニーズの高まりなど、土地利用に対する町民ニーズ、社会的要請は大きく変化してきています。また、無計画な民間開発事業もみられるところとなっており、危惧すべき状況にあります。

今後は、こうした町民ニーズの変化や周辺開発動向等を十分に認識し、基本構想に掲げた「土地利用の基本方向」に即した計画的なまちづくりを進めるため、新しい土地利用計画の確立等についても検討し、長期的視点に立って、調和のとれた土地利用の実現に努める必要があります。

[基本方針]

町民の貴重な財産である限られた土地を有効に活用し、豊かな自然環境、社会環境等との調和の中で、町民生活の安全性、利便性、快適性がより確保された個性あるまちづくりを進めるため、本計画の基本構想に掲げた「土地利用の基本方向」に即して総合的かつ計画的な土地利用を推進します。

[主要施策]

(1) 適正かつ合理的な土地利用計画の推進

自然環境、社会環境及び歴史的風土の保全に配慮しつつ、適正かつ合理的な土地利用の推進を図るため、本町における国土利用計画を改定・確立します。

農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画における農用地の変更等についても、計画改定時等にあわせて再調整、再検討などを進めます。

市街地においては都市計画法に基づく用途指定について検討を進めます。

(2) 調和のとれた土地利用への誘導

緑豊かな自然環境の保全を図りつつ、都市的土地利用と農村的土地利用との適正な調和や良好な中心地形成等を進めるために、快適な環境づくりの視点から、利用区分に応じた土地利用への誘導の促進に努めます。

(3) 地籍調査結果の活用促進

土地の利用に関するあらゆる計画の基盤となる地籍調査を今後も計画的に推進するとともに、その成果の活用を図るため、土地データの情報化等を図り、地理情報管理システム（GIS）の構築に努めます。

6.2 市街地の整備

[現状と課題]

本町は、町民が快適で潤いのある生活を営むための都市基盤整備の面で遅れが顕著です。特に、魅力ある市街地形成の条件である下水道や公園等の社会資本の充実、さらには商業機能の集積の面で遅れが顕著です。

市街地は、町民が買い物や会食・会合などいろいろな目的をもって集い、ふれあう場であり、町としての求心力や若年層の定着化を促すための不可欠な機能です。

本町では、これまでツインコア構想のもと、桂川駅周辺及び町役場周辺を中心に商業や公共サービス施設の配置等がみられ、不十分ながら中心地機能を担ってきました。今後とも、本町の中心市街地としての形成を進めるため都市計画に関する基本方針を定めて長期的視点で計画的に商業集積や公益施設、住宅の配置等に努める必要があります。

市街地の形成は、多数の町民の権利関係に各種の影響を及ぼしていくことから、町民の主体的参画を図っていくことが不可欠であり、関係町民の参加と協力のもと、コンセンサスを得ながら事業推進に努める必要があります。

[基本方針]

桂川駅周辺及び町役場周辺地区一帯を本町における中心市街地の形成を図る地区と定め、都市基盤整備の促進や商業機能の集積誘導、住宅開発の誘導、さらには地域に適合した効果的な市街地整備事業等の導入・推進等を図って快適で潤いのある活気に満ちた中心市街地の形成に努めます。

[主要施策]

(1) 都市計画に関する基本方針の確立

本町の都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき市街地像や整備方針を定めるため都市計画マスタープランを策定し、これに基づき長期的かつ計画的に市街地整備に取り組みます。

(2) 桂川駅周辺地区の整備

桂川駅周辺については広域交流拠点地区の形成を目的として地域町民等との協議及び、合意形成のもと、区画整理事業等の適切な都市基盤整備事業の導入・推進等により魅力ある新市街地の形成に努めます。

(3) 既成市街地の整備

町役場周辺地区や旧炭住地区等の既成市街地については市街地内の道路の整備、身近な公園・広場の整備、高齢者や障害者にやさしく防災に強いまちづくり等を計画的に推進し、市街地環境の改善・充実に努めます。

(4) 都市計画道路の整備

都市計画道路7路線のうち、特にツインコア構想を図る視点で駅と庁舎を結ぶ都市計画道路を最優先に整備を進めます。

6.3 道路・交通網の整備

[現状と課題]

道路は産業活動や町民の日常的な移動を支える基盤ですが、水道・電気や電話等の施設とも密接な関係にあり、災害時は避難路や防災空間になるとともに町の景観にも関連する重要な骨格施設です。

本町の道路網は、幹線道路である国道200号とこれらに接続する県道や町道・農道・林道等から成り立っています。

1、2級町道においては改良率、舗装率とも比較的順調な整備が進められているところですが、本町の地勢からみて条件の悪いその他町道の路線数も多く、地域町民の生活環境の改善からも計画的な改良が望まれるところとなっています。また、1、2級町道においても、小中学校の通学路あるいは地域町民の密接な生活道路として歩行者等の安全確保を図るため、自歩道の整備等が求められています。

さらに、近年、道路の景観形成やバリアフリー化等を求める“ゆとりのある道路づくり”に対する町民ニーズの高まりもみられることから、効果的な事業推進方策の確立が必要となっています。

また、本町における公共交通機関としてJR篠栗線・筑豊本線と生活路線バスについては、広域的連携を図って今後とも運行の充実を関係機関に働きかけるとともに駅舎の橋上化等を図って広域的な交通結節拠点機能の確立に努める必要があります。

[基本方針]

広域交通網の整備方針等を踏まえた上で、なお一層便利で安全な町民生活と円滑な産業活動を確保し、地域間相互の有機的連携を強化するため、幹線道路や生活道路について計画的な整備を図ります。

さらに、町民福祉の向上、筑豊地区の玄関にふさわしい交通拠点機能を確保するためにもＪＲ篠栗線・筑豊本線及びバス便の充実・確保に努めます。

[主要施策]

(1) 幹線道路の整備

国道200号及び県道については未改良地区の改良整備や景観形成を関係機関に積極的に働きかけていくとともに、県道穂波・嘉穂線へのバイパス新設の促進を図っていきます。

国・県道や町の中心市街地等にアクセスする幹線町道については、重点的に改良整備を進めます。特に、桂川駅へのアクセス道路網の改良整備の促進を図ります。

町内の各幹線道路については、地域に適合した愛称をつけ、それにふさわしい景観形成を図ることなど検討し、町民にとって身近に感じることが出来る“ゆとりのある道路づくり”に努めます。また、歩道の段差解消などバリアフリー化を計画的に進めます。

(2) 生活道路の整備推進

集落内・集落間町道などの生活道路については良好な道路空間の維持管理に努めるとともに、特に1、2級町道を中心とした未改良道路の改良・舗装、通学路にあっては歩車道の分離等を計画的に進めます。

交通量の増加に対応して、道路交通標識の設置、交差点の改良、防護柵の設置などの安全対策を計画的に進めます。

農道、林道についても各種事業制度の活用により整備を進めていきます。

(3) 公共交通の利便性の向上

ＪＲ篠栗線、筑豊本線複線化事業の早期着工等について沿線市町との連携を強化して関係機関に働きかけていきます。

路線バスについても運行の充実を関係機関に働きかけるとともに、町内循環バスの運行の充実に努めます。

6.4 住宅対策の充実

[現状と課題]

本町の公営住宅は、現在までに15団地、653戸（町営住宅10団地、356戸、改良住宅2団地77戸・県営住宅3団地、220戸）を整備していますが、そのうちの、昭和45年度以前に建設された木造住宅152戸の老朽化が進んで補修対策に追われています。

今後は木造住宅の建替えや下排水路の整備などが必要となっており、町営住宅に対する抜本的な整備方針を早急に確立する必要があります。

一方で若年層を中心とした定住促進を図るための住宅整備や高齢化の進展に対応した高齢者・障害者に配慮したバリアフリー住宅の整備等も町民に強く求められるところとなっています。

このため、住宅需要の動向を適確に踏まえ、町全体の秩序ある土地利用が図られるよう、民間開発の適正な誘導や公営住宅の改良整備、さらには積極的な宅地造成・販売事業の推進等に努めながら、低廉で良好なまとまりのある住宅地の供給に取り組みるとともに、既成住宅地を含めて総合的な住環境の向上を図っていく必要があります。

[基本方針]

公営住宅の改良整備や宅地造成・販売事業の推進、さらには民間活力の導入等を図って、良好な宅地・住宅の供給促進を図るとともに、若年層の町内定住の促進や高齢化の進行への対応など、時代変化に即応した住宅施策について検討を進め、総合的な居住環境の向上に努めて定住人口の着実な増加を目指します。

[主要施策]

(1) 公営住宅の総合的活用方針の確立

本町における公営住宅政策の基本となる「公営住宅ストック総合活用計画」を策定します。

(2) 公営住宅の整備

総合計画等に基づき計画的に町営住宅の改良整備に取り組みます。その際、若年層の定住を図る視点に加えて高齢者や障害者向けなど福祉的視点も加味し、多様化した町民ニーズに対応できる住宅の整備に努めます。

また、下排水路の整備や適正な管理運営の推進等を図って居住環境の向上に努めます。

(3) 宅地造成・販売事業の推進

住宅需要の動向を見極めつつ、旭ヶ丘住宅団地造成事業及び多目的公共用地造成事業を推進します。

団地造成に伴う取付道路の整備、路線バスの誘導、公共施設の誘致等を進め、造成地の完売を図ります。

(4) 住み良い住居環境づくりの推進

新たな民間による住宅地整備等に際しては、住み良い住居環境を確保するため、開発に当たっての適切な指導・誘導に努めます。

既成住宅地等については、環境改善の促進や緑化の推進等に努めます。

6.5 情報通信基盤の整備

[現状と課題]

通信ネットワークのデジタル統合化など全国的に高度情報通信網の整備やIT（インフォメーションテクノロジー）関連事業が活発に進められるとともに、デジタル衛星放送、インターネット、CATVなども生活に身近なものとなってきていますし、家電を利用したインターネット時代を向えようとしています。情報化は確実に進み、高度情報化へ急進している状況にあり、その影響は産業経済面から家庭生活面にいたるまで社会のあらゆる分野に及んでいます。

こうした中で、地域によって情報発信能力、受信能力などの格差（デジタルデバイド）が広がりつつあることも指摘されており、情報化は地域振興上も大きな課題となってきています。

本町においても行政事務の電算化や健康管理面、防災面等の各種の情報通信システムが整備されていますが、より多くの分野で情報通信手段の高度化が課題となっています。また、住民基本台帳ネットワークや霞ヶ関WAN（ワイド・エリア・ネットワーク）を中心とした総合行政ネットワーク等電子政府への取り組みが国の指針で示されました。これらの動きに対応できるよう本町としても情報化整備が急がれるところとなっています。

このため、活力ある産業活動や利便性の高い生活実現のため、行政サービス全般での情報システム機能の強化を進めるなど、地域情報化についての検討を深めていくとともに、情報化社会に対応できる人材の育成にも取り組んでいくことが必要となっています。

[基本方針]

町民生活の向上と町の活性化を図っていくため、高度情報化に対応した地域づくりについて検討していくとともに、広域的連携の視点も加味して情報通信基盤の計画的な整備・活用や情報化に関する町民の意識啓発、情報化教育の充実等に努めます。

[主要施策]

(1) 地域情報化の推進

進展する高度情報化社会に対応するため、行政内部をはじめ本町における地域情報化のあり方について長期的視点に立って総合的に研究を進めます。

国や県などとの連携や民間事業者の活用等を図りながら公共施設間あるいは町民個々と公共施設を直接結びつけるパソコンネットワークやインターネットの活用等について具体的に検討し、情報通信網を利用した情報公開対応に向け、実現可能と判断されるものから徐々に事業化を進めていきます。

同時に、高度情報社会のもとでの個人情報の保護体制の整備充実について検討していきます。

(2) 情報化に対応した教育などの推進

広報活動の充実のほか、学校教育、生涯学習の場等を活用し、情報化に対する町民の意識啓発に努めていきます。

学校教育や生涯学習などにおけるコンピュータ導入、情報関連講座の充実など、情報化に対応した教育の実施・充実を進め、情報活用能力の向上に努めます。

6.6 防災対策、消防・救急体制の充実

[現状と課題]

本町は、近年、大きな自然災害を受けておらず、防災に対する町民意識の臨場感が薄い現状にあります。しかし、社会の仕組みが複雑多様化している現在では、一旦災害が発生すると単なる一次災害にとどまらず、はかりしれない被害に発展する恐れがあります。特に、阪神・淡路大震災を教訓として、町民生活の安全を確保するため、大規模災害に備え施設・設備の充実及び啓発活動を含めた体制の見直しが緊急の課題となっています。

このため、本町における防災に対しての現状を再点検し、郡内 8 町共同で取り組んでいる桂川町地域防災計画の適宜見直し等を行い、防災対策に万全を期す必要があります。また、浸水地域や危険箇所を解消するため水路や河川・ため池の改修等についても計画的に進めていくことが求められています。

さらに、本町の消防については、嘉飯山 2 市 8 町で組織されている飯塚地区消防組合による常備消防体制と桂川町消防団とによって構成されていますが、特に、消防団にあっては団員の確保及び就業構造の変化に伴い、昼間の消防力の低下が懸念される状況にあり、活性化を図る必要があります。また、大規模災害発生時に備えて、消防及び救急救助体制の強化について、広域的な検討を加えていくことも求められています。さらに、防災無線の充実や防火水槽・消火栓の計画的な増設、水道本管の耐震性の向上等について検討を加えていく必要があります。

一方、救急の面では、救急医療体制や救急救命体制の一層の充実に努めていくことが重要なこととなっています。

また、今後の高齢化・核家族化の進行に伴い、ひとり暮らし老人や寝たきり老人子どもなど災害弱者の増加が見込まれ、非常時の迅速な通報、救助のあり方について、福祉行政など関係部門との連携のもとに検討を進めていくことが必要となっています。

[基本方針]

町民の生命・財産を守ることは行政の基本的な責務の一つであり、治山・治水事業の計画的な推進を図るとともに、災害時の初動体制の確立や自主防災組織の設立等による地域ぐるみの総合的な地域防災システムづくりに努めます。

また、消防団体制の充実と広域的連携のもとの常備消防体制の充実等により消防・救急・救命活動の一層の高度化・充実に努めます。

[主要施策]

(1) 桂川町地域防災計画内容の普及啓発と初動体制の確立

町職員の防災体制を確立するとともに、広く一般町民に防災計画の内容についての普及啓発活動を強化します。

大規模災害時等における職員初動体制及び全町的かつ広域的な初動体制の確立を図ります。

(2) 自主防災組織の育成と災害に強いまちづくりの推進

各地域の町民による防災活動を効果的に行うため、自主防災組織を育成強化します。

災害時においては、関係機関と連絡をとり、一般町民への速やかな広報周知を図るため、防災無線等の緊急通信施設の整備充実に努めます。

災害時に備え、水防等資材、非常用食糧・毛布等の計画的な備蓄を図るための備蓄用倉庫の整備、及び災害時のライフラインの復旧体制の確立等について関係機関と協議して検討を進めます。

公共建物の耐震・耐火診断により、適切な改善・補強を行うとともに、民間の建築物についても安全対策の指導に努めます。

(3) 治山・治水事業等の推進

急傾斜地崩壊防止対策事業等の計画的推進により、がけ崩れ危険地域の解消に努めます。

洪水の危険性のある河川については河川の河床整備促進等を積極的に関係機関に働きかけていきます。

老朽化したため池の改修を関係者と協議しながら計画的に進めます。

(4) 消防体制の充実

広域的連携により常備消防体制の充実を図ります。また、飯塚地区消防組合の施設の充実を図ります。

林野火災等への対応のため、消防機材を山間部に搬入できる小型車輛の確保や、消火栓・防火用水の整備充実等消防水利の拡充を図ります。

町内に職場を持つ若い消防団員の確保等により、地元消防団組織の強化充実を図ります。

災害時に備えた、消防機材の近代化を図ります。

(5) 防火・防災意識の高揚

防火・防災に関する講習会や避難活動等の応急対策が取れるよう、地域ぐるみの防災訓練などを実施し、町民の防火・防災意識の高揚と防火管理体制の充実強化を促進します。

(6) 救急・救命体制の充実

広域的連携により救急・救命体制の充実・高度化を図ります。

老人夫婦世帯、ひとり暮らし老人世帯あるいは寝たきり老人、障害者など災害弱者の増加に対応し、身近な人達が助け合える自主防災組織への積極的な参加、関係機関団体等との連携を強化し、緊急時の対応体制の充実に努めます。

一般町民を対象に心肺蘇生方法等の応急措置の指導等を行う体験イベント等の実施を検討し、救急・救命に対する町民意識の啓発と必要知識・応急措置方法の普及に努めます。

6.7 交通安全・防犯対策・消費者対策の充実

[現状と課題]

近年における自動車の急激な普及は、道路網の整備とも相まって、私たちの生活に大きな便益をもたらしましたが、近年若年運転者などによる交通事故や、子ども・高齢者など交通弱者の事故増加を引き起こしています。

このような交通情勢に対応するため、各種交通安全施設の整備と町民の交通安全意識の普及・啓発に努めながら、今後、交通安全対策全般にわたって、総合的な施策を積極的に展開する必要があります。

また、核家族化や都市化の進展等に伴い、地域社会の連帯感が希薄化し、犯罪や青少年の非行が発生しやすくなっている傾向もみられるため、町民と関係機関が一体となり、防犯活動の推進や環境浄化に努めるなど、防犯対策の充実・強化を図る必要があります。

さらに、生産技術の進歩や経済の成長によって、物質面での消費生活が豊かになり、商品やサービスの高度化・多様化が進み、販売方法が複雑化し、高齢者等の消費者被害や消費者の安全・利益を害するトラブルなどが発生してきています。このような背景を踏まえ、国において製造物責任法を成立するなどの対策がみられますが、よい商品を合理的に選択したり、悪質商法の被害に遭わないためには、消費者自身が知識習得に努め、自主的判断力を養う必要があります。賢く自立する消費者となることが大切です。本町においても消費学習グループの活動がみられますが、今後はより一層幅広く町民を対象に消費者に必要な知識を習得するための講座などを実施するとともに、適切な消費者情報を提供するよう努める必要があります。

[基本方針]

歩行者や自転車利用者などが安全に通行できる町を目指し、町民の交通安全意識の高揚を促すとともに交通安全施設の充実を図って、交通事故の起きない環境づくりを進めます。また、町民の防犯意識の高揚や防犯施設の整備などを進め、犯罪のない明るく住みよいまちづくりに努めます。さらに、不当な商行為により契約トラブルに巻き込まれやすい高齢者及び若年層への「消費者」としての自覚を促し、各種商行為、契約、消費者問題全般の基礎的知識と意識の向上等を図って賢い消費者の育成に努めます。

[主要施策]

(1) 交通安全施設の整備拡充

交通量の増加に対応した道路整備を進めるほか、交差点等の危険箇所についてはカーブミラー、ガードレール、道路照明、視線誘導、速度抑制対策等交通安全施設の計画的な整備を進めます。

通学路については歩行者・自転車利用者の保護のための交通安全帯の確保に努めるとともに、幹線道路については歩車道分離、歩道の整備等を計画的に進めます。

点字ブロック、歩道段差解消など、障害者や高齢者等の交通弱者が活動しやすい道路環境整備を計画的に進めます。

(2) 交通安全意識の高揚

交通安全協会との連携強化や交通安全指導員の育成に努めるとともに、保育所・幼稚園、小・中学校、職場、老人クラブ等における交通安全思想の普及や全町民を対象とした交通安全関連イベントや参加体験型実践型教育を計画的に実施し、安全意識の高揚を図ります。

(3) 防犯対策の充実・強化

町民の防犯意識の高揚を図るため、広報啓発活動や自主防犯活動団体の育成支援を強化し、町民と一体となった地域対策を推進します。

犯罪の未然防止のため、街路灯などの施設を計画的に整備充実します。

(4) 消費生活相談体制の確立

県生活センターとの連携等により消費生活相談窓口の確立を図って、多様化・複雑化する契約トラブルへの対応や相談機能の充実に努めます。

(5) 消費者意識の啓発と消費者グループへの活動支援の充実

消費生活に関する知識の向上や詐欺まがいの商法にだまされないよう、特に高齢者と若年層に重点をおいて消費者教育の充実に努めるとともに、広報などで消費生活情報を提供することにより消費者の自主的な活動を促進します。

消費者グループへの活動支援の充実に努めます。

第7章 活力ある産業のまちづくり

7.1 農業の振興

[現状と課題]

農業を取り巻く環境はめまぐるしく変化しており、年々厳しい経営状況となっている一方で、新規企業立地等に多くを望めない状況の中にあっては、地域の有力産業として改めて見直し、高付加価値化等に努めて産業として自立できる強い経営体質にすることが求められています。このため、農業経営改善計画に基づく認定農業者への農地の集積や支援措置の集中的かつ重点的实施を進め、規模拡大耕種農家や施設園芸農家、畜産農家等による自立経営農家の育成を図るよう努めています。

また、耕種農家と施設園芸農家、生きがい農業を行う高齢者農家、土地持ち非農家等の間で労働力の提供、農地・農業機械の貸借等の分野で役割分担を明確化し、農地・農村コミュニティの維持保全が図られるような営農システムの確立等を目指していくことが必要となっています。

さらに、地域農業の担い手としての女性農業者の役割が年々高まっており、農業経営への女性の参画の促進を図ることが求められています。

また、中山間地にあっては、農業経営の効率化と森林の公益的機能の維持確保を図るため、森林機能の有効活用を進める必要があります。

[基本方針]

認定農業者制度の普及・推進を図るとともに認定農業者への農地の集積や農業経営支援措置の重点的展開、集落営農の推進等を進め、高収益の作目・作型の導入や流通・販売面の革新への取り組み等を促し、産業として自立できる農業の確立に努めるとともに水田排水の水質浄化や生態系保全を考えた整備に努めます。

[主要施策]

(1) 農業経営基盤強化の促進と認定農業者や担い手農家への支援の強化

農業経営基盤強化に関する基本構想の具体的かつ効果的な実践のあり方を検討し、計画的な活動を展開します。

経営改善支援センター体制の充実等を図って、望ましい個別経営体育成のために相談活動、研修会、広報活動等の推進を図ります。

効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図るため、農用地利用調整活動等を実施し、認定農業者や担い手農家等に農地の利用集積を図ります。

農業経営への女性の参画促進を支援し、担い手としての女性農業者の育成に努めます。

(2) 高収益作目・作型の導入・推進

周年栽培、高品質生産のための施設栽培の推進に努めます。

環境保全型農業の推進に努めます。

有利販売のための販売戦略の構築等の支援に努めます。

農協等の農業関連団体との連携を強化し、高収益作目・作型の産地化を図るための試験栽培の実施及び生産技術の高度化等に努めます。

(3) 農業生産基盤の整備

担い手農家・生産組織によるメリットを生かした高生産性農業が開けるよう、農業農村整備事業をさらに推進し、整備を通じた土地の利用集積やブロックローテーションの導入、集落営農の育成等を促進します。

(4) 森林機能の有効活用及び農産加工・観光農業等の推進

中山間地にあっては、緑豊かな森林資源を生かした農村公園等を整備し、森林機能の有効活用を図ります。

加工施設の整備や農産加工グループ等の育成を図って地元農産物加工品等の開発に努めるとともに、直売所やふるさと小包の充実など有利販売のための流通ネットワークづくりに努めます。

市民農園の整備や農産品オーナー制度の推進に努めます。

7.2 商工業の振興

[現状と課題]

本町の工業は、石炭産業にかわる工業振興を図るため、昭和43年以降、地域振興整備公団等の事情により天道団地等4つの工業団地を造成し、企業誘致を図って町民の雇用の場を生み出しています。工業は、地域経済の活性化や若者の定住等、地域の振興にとって重要であり、今後とも起業支援制度の確立や既存企業の体質強化等を図って就業機会の拡充と町民所得の向上に努める必要があります。

本町の商業は、旧炭鉱住宅地に密着した形で形成されてきたことからほとんどが日用品、食料品小売の小規模商店で占められており、まとまった商店街は形成されていません。近年国道200号沿いに商業集積が自然に形成されているが、依然として、購買力は近隣市町の大規模店舗への流出が続いています。今後は、桂川駅周辺等に町民ニーズにあった共同店舗の整備や魅力ある商業機能の集積等に努めていく必要があります。

[基本方針]

地域経済の活性化や若者の定着等を図るため、これからも企業活動への支援・育成に努めるとともに、起業支援制度の確立や地域に適合する優良企業の立地等に努めます。

商業についても、環境整備や経営意識の改革等を促し、魅力ある商店街としての機能形成に努めます。特に、桂川駅周辺を本町の商業核を形成すべき地区と位置づけ、商工会等と連携を図って、長期的視点で環境整備や商業施設の整備・誘導等を進めます。

[主要施策]

(1) 既存産業の育成

既存の中小企業の経営の安定を図るため制度資金の活用や地域の活性化を図るための組織づくり等を検討し、企業活動の支援・育成に努めます。

(2) 起業支援制度の確立

町内で新しく事業を起こそうとする人や町内での在宅就業を希望する人のために、事業設立費用への助成やS O H O支援制度等の確立に努めます。

(3) 中心商店街の形成と経営近代化の促進

駅周辺等への商業の集積を図るため、商工会等と連携を図って共同店舗の開発整備を促進するなど、長期的視点で計画的に魅力ある中心商店街の形成を誘導していきます。

既存の商店については、特色ある経営を推進するため、共同宅配サービスシステムの開発について検討するなど、商工会と連携をとりながら商業地域振興活性化のための事業推進を支援していきます。

(4) 商業と農業の連携強化の推進

町内商業者と生産者（農林業者）の協力関係の確立を図り、特産品開発研究施設・販売施設の整備等について検討し、商工まつり桂川の充実等につなげるよう努めます。

7.3 観光の振興

[現状と課題]

生活水準の向上や価値観の変化、自由時間の増大などにより、全国的に観光レクリエーションに対するニーズがますます高まっています。本町においても生活の質的充実を求める町民ニーズの高まりに対応するためにも、また、地域経済の自立・活性化を一層強力に進めるための起爆剤とするためにも、新たな視点に立って、観光レクリエーションの開発・振興を図ることが必要となっています。

本町の観光資源としては、王塚古墳及び王塚装飾古墳館をはじめ湯の浦総合キャンプ場から弥山岳に至る一帯の豊かな自然、さらには民間のゴルフ場等があげられますが、本町の観光の目玉である王塚装飾古墳館の入館者数もオープン以来13,000人前後で推移しており、活性化対策の取り組みが必要となっています。

今後、広域的観光ルートの開発や古代の謎フェスティバル等の交流イベントの充実、さらには特産品の開発・直売体制の充実等に努め、観光の振興が地域経済の活性化や地域イメージの向上に直結していくよう工夫を図っていく必要があります。

[基本方針]

全町的な観光開発方針の確立を図って、特色ある観光開発コンセプトを設定し、これに基づき全町的に統一した整合性のある整備を計画的に進めます。また、観光拠点の形成や既存観光資源の掘り起こし、さらには観光資源のネットワーク化や観光イベントの強化・創出を、広域的連携の視点も加味して進め、観光交流を起爆剤とした産業振興や地域イメージの向上に努めます。

[主要施策]

(1) 観光開発方針の確立と観光拠点の整備促進

全町一体となって特色ある観光開発を進めるため、開発整備を進めていく基本となる観光開発方針の確立を図り、王塚古墳テーマパーク及び湯の浦総合キャンプ場から弥山岳に至る一帯を観光拠点として民間活力の誘導も含めて計画的に整備を図ります。

新たな観光拠点づくりを目指して、県等の大規模な公園等の整備事業の誘致に努めます。

(2) 地域 C I 事業の推進と観光機能の強化

古代の謎フェスティバル等の交流イベントの充実や町の C I を事業推進し、町からの情報発信機能の充実や町のイメージアップの充実に努めます。

農協や商工会等と連携を図って直売所の開設や特産品開発等に努めます。

周辺市町との連携強化を図って広域観光ルートの設定や新たな広域イベント・事業の創出に努めます。

市民農園の整備や都市との交流事業の推進、さらには本町の伝統的芸能や行事、祭り等の活性化や新たなイベント創出により、観光の通年化に努めます。

(3) 観光推進体制の強化

観光協会の設立育成や広域的連携体制の強化を図って積極的な P R 活動を行うとともに、観光パンフレットの充実や観光情報紙・マスコミ等を利用した対外的な観光 P R の強化と情報の提供に努めます。

観光施設の適切な維持管理を図るため管理運営体制の充実に努めます。

7.4 雇用対策と勤労者福祉の充実

[現状と課題]

労働人口の急速な高齢化やパートタイム労働、女性の職場進出の活発化等により需要と供給の両面にわたって労働環境の構造的変化が進んでおり、これに対応した勤労者対策の充実が望まれています。また、労働時間の短縮等により、自由で有意義な余暇時間を活用できる環境づくりの充実が勤労者に強く望まれています。

一方で、若者の定住を図るため、魅力ある雇用の場を確保するとともに、就業機会が制約されがちな高齢者、障害者など様々な人々の就業意欲に応えるため、職業情報の提供や職業能力開発機会の拡充等に努めるとともに、産炭・特定地域開発就労事業の継続実施を関係機関に訴えていく必要があります。

[基本方針]

中小企業勤労者のため、経営者への意識啓発を強化して、労働環境や福利厚生施設の充実を促します。

また、若者の定住を図るため就業機会や研修機会の提供拡充を図るほか、就業機会の制約がみられる障害者、高齢者などの雇用機会の拡大に努めます。

[主要施策]

(1) 雇用の安定

技術革新に対応した人材を養成するため研修機会の拡充等に努め、雇用就業機会の確保促進に努めます。

定年延長や再雇用制に関する国の助成制度の活用等を奨励するとともに、高齢者・障害者等の雇用機会の拡大のため、就労相談体制の充実や職業情報提供の充実等に努めます。

産炭・特定地域開発就労事業の継続実施を関係機関に働きかけます。

(2) 若年労働者の地元就職対策の推進

公共職業安定所との連携を強化し、若年労働者の地元就職・定住とUターンの促進を図ります。

(3) 福利厚生の充実

労働時間の短縮、最低賃金制度の周知、資金貸付制度の利用促進等、雇用労働条件の改善・向上に向け普及啓発活動の充実に努めます。

余暇を有効に利用できるスポーツ・レクリエーション活動や文化活動の場の確保・拡充に努めるとともに、各種余暇情報の提供の充実等を図って勤労者福祉の増進に努めます。

第8章 計画推進のために

8.1 町民参加の推進

[現状と課題]

今日の複雑、多岐にわたる行政ニーズの中で、望ましいまちづくりを進めていくためには、行政と町民がそれぞれの役割分担を良識的に明確化し、町民の創意とエネルギーを結集していくことが重要です。

そのためには、行政情報を公開・提供し、まちづくりの現状や課題等について町民と行政が共通の認識をもてるようにすることや、多様な町民参画の機会を設けることが重要です。

また、本町においては、毎月発行している広報紙等によって広報活動を推進しているとともに、町政へ町民の意見を反映させるため、町政座談会などの広聴活動を行っています。また各種の審議会などにおいても、町民の参画を得ながら、行政計画の策定と施策の執行に努めています。

今後とも、町民意識の高揚を図るため、広報広聴活動の充実や適切な情報提供ができる体制づくり、町民との対話の推進などに努め、町民参画のまちづくりを一層推進する必要があります。

[基本方針]

まちづくりに対する町民の参画意識を高め、行政と町民が共にまちづくりを推進するため、広報広聴体制の充実を図るほか、町政の情報を円滑に公開、提供できる環境を整備していきます。また、町民の創意とエネルギーがまちづくりに十分生かされ、あらゆる場でまちづくりの主役として、生き生きと活動ができるよう、町政への町民参画の機会を拡充します。

[主要施策]

(1) 広報活動の充実

町民の町政への関心と参画意識を高めるため、広報紙やお知らせ等の各種広報紙の充実を図るとともに、外国語併記等の町勢要覧の作成や町のPR用リーフレット・ビデオ等の作成について検討し、広く町外に向けて町のPR・広報に努めます。

これからの行政情報は、町民が必要な時に必要なものを取り出せ、かつ、音声や画像・映像を通して届けることが求められることから、インターネット等の新しいメディアを活用した的確迅速な提供手段の導入・充実に努めます。

(2) 広聴活動の充実

町政モニターや町政懇談会等による広聴活動の充実を目指すとともに、町民と行政との円滑な情報交流を深めるために、行政職員一人ひとりの意識改革を進め、町民の意見や要望を町政に的確に反映させられる体制づくりを進めます。

インターネットなど双方向の新しいメディアを活用した広聴体制の確立に努めます。

(3) まちづくりへの町民の参画機会の拡充

町の計画づくりや施設の運営管理などへの町民の参画を促進し、自分たちのまちは自分たちでつくるという自治意識の醸成・高揚に努めます。

まちづくり事業や活動への町民の参画機会の拡充を図ります。

(4) まちづくりへの民間活力の適切な導入

商業拠点の整備、住宅地の整備、保健医療、老人福祉サービス面の事業分野などで、公共性の担保のもとに民間活力の適切な導入を図ることがより効果的と判断される事業については積極的に民間活力を活用し、行政経費の節減と町民ニーズに即したより質の高い町民サービスの提供に努めます。

(5) 情報公開の推進

町民参画による町政運営と公正で開かれた町政進展のために、町民生活にかかわる情報等を正確でわかりやすく提供する情報公開の制度について個人情報保護の保護に留意しつつ導入を図ります。

8.2 行政運営の改革の推進

[現状と課題]

地方財政を取り巻く環境が依然として厳しい中で、本町では、限られた財源の適正・公平な配分に留意しつつ、常に最大限の町民サービスの維持・向上を目指してきました。そのため、行政効果・効率の観点から時代の要請に即した行政体制づくりに努めるとともに、OA化の推進等行政事務の合理化・効率化にも積極的に取り組んできたところです。

また、高度化、専門化してきた行政事務に対応するため、職員を各種専門研修などに参加させ、資質の向上と専門的実務能力の開発に努めています。

一方、町民の行政に対する要望は、価値観や生活様式の多様化・個性化などを背景に一段と多様化、複雑化しつつあります。また、高齢化・情報化・国際化の進展という我が国の社会構造全体を貫く大きな時代変革が進んでおり、行政として取り組むべき課題は、量的に増大し、質的にも広範化、高度化してきています。

このような行政課題に的確に対応し、地域の活性化、町民福祉の向上を目指していくためには、既存の慣例や制度にとらわれることなく、新たな視点から継続的に組織・機構の見直しや人事管理の適正化、事務の改善等行政事務全体の見直しを推進していく必要があります。特に、行政改革大綱についても適宜見直しを行い、これに基づき全庁をあげて不断の行政改革に取り組み、町民に親しまれ、信頼される体制づくりを進めていく必要があります。

[基本方針]

地方分権の進捗や町民の行政ニーズの多様化等に的確に対応できるよう、執行体制の弾力的運用に努めるとともに、組織・機構の再構築・行政改革の推進に積極的に取り組んでいきます。めまぐるしく変化する社会情勢を的確に把握し、新たな行政施策を展開していくため、これまでの研修制度などの活用にとどまらず、新たな研修体系の構築も検討し、職員の資質向上を図ります。また、庁内情報システムの充実や行政手続きの透明化をさらに進め、町民サービスの向上に努めていきます。

[主要施策]

(1) 計画的・総合的行政の推進

本総合計画に掲げられた施策・事業の執行管理体制の確立を図り、本計画の実現を強力に推進します。

町民の価値観の多様化等により複雑化、高度化する行政需要に対処し、行政の統一性や公平性を確保するため、横の連絡を強化する調整機能の充実に努めます。

(2) 機動的な組織・機構の確立と公共施設の適正管理の推進

行政改革大綱の趣旨を踏まえつつ適宜大綱の見直しを行い、多様化、複雑化する行政課題に的確に対応できるよう日常的、定期的に事務事業や組織、機構の見直しを図ります。

行政課題の高度化・多様化に対処し、町行政を効率的に運営するため、プロジェクトチーム方式等を活用し、機動的で柔軟な組織運営に努めます。また、委託が可能な事務については民間委託を推進し、事務事業のスリム化に努めます。

庁舎等の公共施設は経年劣化に応じて改修し、安全と行政サービスの向上を確保します。

(3) 職員の適正配置と研修の充実

「桂川町人材育成の基本方針」に基づき、これまでの研修に加え、専門的な知識の修得等の能力開発や庁外研修等を積極的に推進するなど、職員の行

政能力の向上を目指した研修の充実に努めます。

行政需要の動向に対応し、事務・事業量の適正な把握に努め、職員定数の適正管理を行います。

職員の能力を最大限に発揮すべく、職員の適正配置を行います。

(4) 事務処理のレベルアップと行政手続きの透明化

庁内情報システムの充実等を図り、事務処理のレベルアップと信頼性の確保に努めます。

公平で効率的な行政運営を図るため、行政手続きの一層の透明化に努めるとともに行政監査の遂行を図ります。

8.3 財政運営の効率化

[現状と課題]

近年の地方財政をとりまく環境は急速に変化を続け、国の財政状況の悪化による地方交付税制度・国庫補助制度等も変革してきています。また、町内企業をめぐる景気動向も将来的にも厳しい事態が予想されており、財政運営面で今後一層厳しい時期を迎えようとしています。加えて、町民の行政ニーズの多様化により、従来以上の都市的な施設整備や運営、あるいは個性的で魅力のあるまちづくり事業等の実施が求められています。

今後、総合的な道路網の整備や都市基盤の整備、学校施設の整備、高齢者の保健福祉対策などの諸事業の実施が予定されており、財政面の負担は大きなものとなってきます。

このため、財政運営に当たっては、町税等の自主財源の確保に努めるのはもとより、受益者負担の適正化を図り、行政と町民の守備範囲を良識的に認め合い、機動的な財政運営に努め、財政基盤の強化と健全財政の維持を図る必要があります。

また、最小の経費で最大の効果を上げるために既存の事務事業の見直しを間断なく進め、特に、人件費、物件費等の経常経費の抑制基調を堅持しながら、行財政の効率化、合理化を推進し、財政構造の弾力性を確保するなど、長期的展望に立った財政運営を図っていく必要があります。

[基本方針]

財政面では引き続き厳しい局面が続くものと予想されることから、限りある財源の計画的、効率的な運営と自主財源の確保を図り、財政基盤の確立に努めます。

また、本総合計画を指針として毎年度の予算編成を行い、事業効果等も加味しつつ、施策・事業を厳選し、計画的かつ効果的な財政運営を推進していきます。

さらに、町税の徴収率向上、受益者負担の適正化など、自主財源の確保と充実に努めるとともに、国・県支出金などの特定財源の積極的な確保、町債の適正な管理を進めます。

[主要施策]

(1) 計画的かつ効果的な財政運営の推進

毎年の予算編成に当たっては、本総合計画を指針として施策・事業を厳選し、行政改革大綱の趣旨を踏まえながら、長期的視点に立って計画的かつ効果的な財政運営を行います。

また、町債の活用を厳選するとともに、後年度の財政負担を考慮し、適宜繰上償還などを検討しながら財政の健全性確保に努めます。

(2) 財政弾力性の維持

義務的、経常的経費の合理化、適正化を図ります。このため、各種公共施設について管理・運営体制の再検討を進め、行政の役割の再検討や複数施設の連携の強化等により施設運営の内部効率化に努めます。

長期的な展望に立った地域産業振興の推進等により自主財源の確保を図っていくとともに、地方税の課税客体を的確に把握し課税の公平に努めます。また、町民の納税意識の高揚を図り、徴収率の向上に努めます。

自主財源を有効利用するため、国・県の補助制度を十分活用し、依存財源の合理的な確保にも努めます。

(3) 財政運営の適正化

事務・事業を実施するに際しては、町民サービス水準の維持向上に配慮しながらも、民間への委託等を検討し、それが有効な場合には、委託方式の採用を積極的に推進し、行政経費の節減を図ります。

行政と町民の本来的な役割分担を考慮し、受益者側において負担することが適当である場合には、町民の理解を求めながら受益者負担の適正化を積極的に推進していきます。

町の遊休財産を見直し、有効な活用策を検討するとともに、使用料の適正化を図ります。

8.4 広域行政の推進

[現状と課題]

モータリゼーションの発達、情報化の進展などによって、町民の生活圏は拡大し、町域をこえた広域的な生活圏域が形成されています。このため、広域的な行政ニーズは増大しており、これらに対して、町だけで十分な行政サービスを提供することは困難であり、効率的な公共投資と町民サービスの向上を図っていく上でも、事務事業の広域的処理がますます必要とされてきています。

本町は、これまで飯塚広域市町村圏事務組合や飯塚地区消防組合、穂波町ほか2カ町衛生施設組合などの一部事務組合等に加入して、ごみ・し尿の処理や消防・救急事業等を実施しています。さらに、県内72市町村で組織した「福岡県介護保険広域連合」に加盟して介護保険事業を実施していますが、年々広域事業の範囲が拡充しており、今後とも、周辺各市町と調和のとれた発展を目指して広域行政の強化に努めていく必要があります。

一方、近年は、芸術・文化や環境、福祉などの分野を中心に高次機能を有する施設整備への欲求が高まっていますが、これらの多くは広域利用によって効率性を確保できるものも多いことから、今後こうした面での共同処理も考えていく必要があります。

[基本方針]

高度化、複雑化する町民ニーズに対応するためには、町単独だけでなく、広域市町村圏事務組合や一部事務組合、広域連合など各広域団体との連携が一層必要となってきました。そのため、周辺市町との相互協力をより積極的に推進するとともに、国、県などと綿密な連携を保ちながら、幅広い広域行政に対応・推進していきます。

[主要施策]

(1) 広域行政の推進

広域市町村圏事務組合や一部事務組合、広域連合だけでなく民間の広域団体等とも連携を強化し、幅広い分野で広域事業の推進に努めます。

周辺市町との広域合併についても検討していきます。

(2) 広域的対応の推進と広域事業に対する町民意識の啓発

国、県等との連携を強化し、必要な事業等については、その実施や援助などを積極的に要望していきます。

広域事業の推進に当たっては町民の広域事業への理解と事業への参加・協力を促すなど啓発活動を展開します。